

令和5年陸別町議会6月定例会会議録（第1号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和5年6月22日	午前10時00分	議長	久保広幸	
	閉会	令和5年6月22日	午後3時56分	議長	久保広幸	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人 欠席 0人 凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す ▲○ 公務欠席を示す	1	濱田正志	○			
	2	三輪隼平	○			
	3	渡辺三義	○			
	4	工藤哲男	○			
	5	中村佳代子	○			
	6	谷 郁 司	○			
	8	久保広幸	○			
	会議録署名議員	濱田正志		三輪隼平		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	本田 学	教 育 長	有田勝彦		
	監 査 委 員	飯尾 清				
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	今村保広	総務課長	丹崎秀幸		
	町民課長心得	遠藤克博	産業振興課長	菅原靖志		
	建設課長	清水光明	保健福祉センター次長	空井猛壽		
	国保関寛齋診療所事務長	(空井猛壽)	総務課参事	瀧澤 徹		
	総務課主幹	請川義浩				
教育長の委任を受けて出席した者の職氏名	教委次長	副島俊樹				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名						
選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		町政執行方針・教育行政執行方針
4	議案第33号	工事請負契約の締結について
5	議案第34号	農業委員会委員の任命について
6	議案第35号	農業委員会委員の任命について
7	議案第36号	農業委員会委員の任命について
8	議案第37号	農業委員会委員の任命について
9	議案第38号	農業委員会委員の任命について
10	議案第40号	農業委員会委員の任命について
11	議案第41号	農業委員会委員の任命について
12	議案第42号	農業委員会委員の任命について
13	議案第43号	農業委員会委員の任命について
14	議案第39号	農業委員会委員の任命について
15	議案第44号	町税条例の一部を改正する条例
16	議案第45号	陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
17	議案第46号	陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
18	議案第47号	陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
19	議案第48号	陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例
20	議案第49号	令和5年度陸別町一般会計補正予算（第3号）
21	議案第50号	令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
22	議案第51号	令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
23	議案第52号	令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
24	議案第53号	令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
25	議案第54号	令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（庄野勝政君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

---

### ◎開会宣告

---

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和5年陸別町議会6月定例会を開会します。

---

### ◎欠席・遅参・退席の報告

---

○議長（久保広幸君） 多胡農業委員会会長及び瀧口農業委員会事務局長より欠席する旨の報告がありました。

会議に先立ち、事前に申し上げます。

株式会社北海道建設新聞社及び町広報に使用するため、町民課広報担当職員による写真撮影を、会議規則第103条の規定に基づき、許可しておりますので御了承願います。

---

### ◎諸般の報告

---

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

---

### ◎町長行政報告

---

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 3月7日、3月定例会以降、本日までの行政報告を申

申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面のほか、口頭で2件、御報告申し上げます。

1件目は、町内での御意見箱の設置についてであります。

多くの町民の声を届けていただくために、役場庁舎正面玄関前、道の駅1階ホールの2か所に5月25日より御意見箱を設置しております。これは24時間利用することができ、町に対する政策提案や御意見、アイデアなどを投函していただき、私が目を通すこととなります。多くの町民の皆様からの御意見を頂き、まちづくりに生かしていきたいと願います。

2件目は、農作物生育状況についてであります。

令和5年6月15日現在の十勝農業改良普及センター十勝東北部支所及び北海道糖業株式会社本別事業所調べによる農作物生育状況について報告いたします。

まず、本年の気象経過ですが、4月の気温は平年より高く、日照時間は平年並みとなりました。降水量については平年の6割増となりました。5月の気温は平年並みとなり、降水量については3割以下となっております。日照時間については平年より若干少なくなっております。

次に、作物の状況ですが、牧草の萌芽期は平年より三日早い4月16日でした。1番草の収穫は平年より四日早い6月13日から始まっており、5月以降の小雨により生育が心配されましたが、平年並みの収量が見込めます。

飼料用トウモロコシは播種作業が順調に進み、平年より六日早く播種を終えております。出芽期は5月25日で、平年より五日早い状況となっております。発育についても草丈が平年より高くなっております。

てん菜については、作付面積が37.58ヘクタールで、うち直播は10.05ヘクタールとなっております。

直播の播種作業は、5月2日に開始し、5月3日に終了しております。定植作業も前年同期時期となる5月7日に開始し、5月13日に終了しています。直播の生育はおおむね平年並みとなっておりますが、移植分については、5月上旬の低温、乾燥で活着の遅れが見られます。また、一部圃場で霜により枯死がありましたが、補植により対応しております。

なお、お手元にお配りしております事業、業務、工事等発注一覧表につきましては、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

---

### ◎教育関係行政報告

---

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会 3月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきまして、書面のとおりであります。口頭で2件、報告いたします。

1件目は、令和5年5月1日現在の児童生徒数について御報告いたします。

陸別小学校は、9学級で、普通学級が6学級、特別支援学級が3学級であり、児童数は83人です。内訳は、1学年が10人です。2学年は13人で、うち特別支援学級在籍は1人です。3学年は16人で、うち特別支援学級在籍は1人です。4学年は6人で、うち特別支援学級在籍は1人です。5学年は17人です。6学年は21人で、うち特別支援学級在籍は3人です。

陸別中学校は、6学級で、普通学級が3学級、特別支援学級が3学級であり、その生徒数は49人です。内訳は、1学年が15人です。2学年は17人で、うち特別支援学級在籍は3人です。3学年は17人で、うち特別支援学級在籍は2人です。

以上が、児童生徒数であります。

2件目は、令和5年3月に卒業しました陸別中学校の卒業生の進路状況について報告いたします。

卒業生は13人であり、13人全員が高等学校等に進学であります。進学先の内訳につきましては、帯広市内が4人、帯広市以外の十勝管内が3人、北見市内が4人、通信制高等学校が2人です。

以上が、進路状況であります。

今後も、円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日正午までに提出してください。

---

### ◎開議宣告

---

○議長（久保広幸君） これより、本日の開議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、1番濱田議員、2番三輪議員を指名いたします。

---

### ◎日程第2 会期の決定

---

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については6月20日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和5年陸別町議会6月定例会の運営について、6月20日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、工事請負契約の締結について1件、農業委員会委員の任命10件、条例の一部改正5件、補正予算6会計の合わせて22件であります。

また、町長及び教育長から、令和5年度の執行方針を述べたいとの申出があります。

議会関係では、一般質問4名、意見書案1件、発議案2件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期については、議案の件数、内容などを総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から6月27日までの6日間とし、24日から25日までを休会とし、26日及び27日を予備の日とすることに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては一括して行うことにいたしました。

よって、議案第34号から第38号、及び議案第40号から議案第43号までの9件と、議案第46号から議案第48号までの3件と、令和5年度各会計補正予算については、提案理由の説明を一括として受けることといたしました。なお、従前同様、質疑、討論、採決は各議案ごとに行うことにいたしましたので御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力をお願い申し上げ報告いたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月27日までの6日間としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月27日までの6日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

---

### ◎日程第3 令和5年度町政執行方針・令和5年度教育行政執行方針

---

○議長（久保広幸君） 日程第3 町長から令和5年度町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 令和5年陸別町議会6月定例会の開会に当たり、町政執行方針について、私の所信と諸施策の一端を申し上げ、町議会議員の皆様並びに町民の皆様に、町政全般への御理解と御協力をお願い申し上げます。

4月23日の町長選挙におきまして、町民の皆様の多大なる御支援を賜り、町政を担わせていただくこととなりました。皆様からお寄せいただきました多くの期待とその責任の重さを強く感じているところであります。

私は、「平等でやさしい笑顔の町へ」「小さな町だからことできる町づくり」を基本姿勢として、町民の皆様との対話を大切にしながら、10年・20年先を見据えたまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

まず初めに、重要政策として捉えている私の五つの目標を説明いたします。

#### 1、「町民の皆さんと語り合う」

多くの町民や団体・企業の皆さんと直接会い、幅広い世代と意見交換し町政に生かしていきます。

#### 2、「役場をワンチームに」

小さな町だからこそ、課題を共有して職員のアイデアを生かし、創造していく町を目指します。

#### 3、「まちなか再生プロジェクト」

道の駅を中心に街を活性化させ、町有地の有効活用を目指します。単年度事業だけでなく、未来を見据えた長期的な事業を推進します。

#### 4、「トップセールスの実施」

これまでの人脈と経験を生かし、特産品、移住者、人材募集、観光などを先頭に立って売り込むことにより、効果を上げる努力をします。

#### 5、「再生可能エネルギーを推進する基金の創設」

幅広い再生可能エネルギーの活用と、ゼロカーボン実現に向けて特定目的基金を創設し、将来のための事業に取り組みます。

過疎化、少子高齢化など陸別町を取り巻く環境は、大変厳しいものがありますが、この五つの目標を重要な政策と位置づけ、未来へつなぐまちづくりに全力を尽くしてまいります。

新型コロナウイルス感染症は世界中の人々に大きな影響を与えました。医療を逼迫さ

せ、生活様式も大きく変わったことで消費は低迷し、観光客が姿を消す異常な状態が長く続きました。本年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ5類へ分類され、以前の姿を取り戻しつつありますが、感染症そのものが消滅したわけではありません。これからは感染拡大防止と社会経済活動を両立させていくことが必要となってきます。新たな発想も取り入れながら、コロナ後の活動を考えてまいります。

近年、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが原因と言われている集中豪雨などの異常気象が増加しており、今後さらなる頻発化、激甚化が予想されております。国においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする宣言をいたしました。

こうした状況を踏まえ、陸別町においても、令和5年3月7日に陸別町ゼロカーボンシティ宣言を表明し、自然豊かな美しい陸別の環境を未来に引き継ぐために、町民や地域、事業者の皆様と力を合わせ、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする取組をしております。

次に予算についてであります。

国の令和5年度一般会計予算の規模は、前年度に比較し、6兆7,848億円増の11兆4兆3,812億円、そのうち歳入における税収は4兆2,050億円増の6兆9兆4,400億円で、公債金は1兆3,030億円減の3兆5兆6,230億円となっております。

公債金の内訳は、建設公債が6兆5,580億円で、赤字公債が2兆9兆650億円であります。

また、歳出における国債費は2兆5兆2,503億円、前年度に比較して9,111億円増加し、歳出全体の約22.1%を占めており、引き続き大変厳しい状況にあります。

なお、地方自治体に直接影響のある地方税、地方交付税等の地方一般財源総額については、6兆5兆35億円と前年度に比較して1兆1,900億円の増となっております。

国は安全保障・外交、デジタルの活用、子ども政策などを重要課題として、めり張りの利いた予算を掲げているとの説明であります。地方財政の健全化のためにも景気回復につながる政策を期待したいところであります。

当町におきましては、引き続き第6期陸別町総合計画を基本として、着実な施策の取組と計画の達成を目指すところでありますが、必要に応じて計画の見直しも進めてまいります。

一方、町の財政につきましては、地方交付税の依存度が高く、実質単年度収支がマイナスとなるなど、大変厳しい状況が続いております。

財政健全化と地域の活性化を両立させるべく、創意工夫を持ってまちづくりに取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和5年度の陸別町予算につきましては、骨格予算となった当初予算から今回計上する補正予算まで含め、総額6億4,033万円としました。前年度当初予算と比較しますと、3億2,964万円の増額ではありますが、前年同期での比較では8,574万円

の減額、率にして1.2%の減であります。

一般会計は52億8,837万円で、前年度当初予算との比較で4億7,304万円の増額、前年度同期での比較で5,438万円の増額、率にして1.0%の増となる予算を計上いたしました。

主な財源は地方交付税交付金で、22億4,041万円の計上となりました。地方債の合計は8億1,150万円、基金の取崩しは財政調整基金、減債基金のほか、公共施設等維持管理基金など7億9,842万円といたしました。自主財源に限られる中で、何とか収支の均衡を保っているところであります。

主な事業の概要について、項目ごとに御説明申し上げます。

なお、今年度実施予定の事業に関する説明でありますので、当初予算に関する部分も含めたものとなっておりますことを御承知おきください。

まず、総務費関係について申し上げます。

町民の皆さんがより利用しやすい地域交通の確保のため、町内でのハイヤー利用助成事業を実施し、好評を得ておりますので、今年度についても実施いたします。

次に、役場庁舎についてであります。

現庁舎は完成から35年となり、各設備の更新時期を迎えております。改修箇所も多く多額の費用を要することから、優先度を勘案して計画的に実施していくこととしております。

令和4年度は暖房用ボイラーの改修を行いました。今年度につきましては、衛生設備・給排水器具の更新工事を実施いたします。期間中は一部設備が使用できないなど、御不便をおかけしますが、御理解いただきますようお願いいたします。

タウンホールの音響設備につきましては、老朽化により支障を来しているため、機器の更新を昨年度から2か年の計画で進めており、今年度完了となる予定です。

公用車の管理についてであります。

令和5年度において、普通乗用車1台の更新を計画しております。安全運転はもちろん、点検整備など適切な管理に努めてまいります。

全国の多くの皆様から御寄附を頂いておりますふるさと納税についてであります。今後も寄附者の善意に対する謝礼として、返礼品に用いる地元の産品を充実させ、ふるさと納税の促進を図ってまいります。

次に、移住・交流対策についてであります。

移住定住対策では、移住体験のための住宅を確保しております。これまでは、コロナ禍により受入れに制限を設けておりましたが、今年度は年間を通じて受入れを実施する予定です。

また、移住フェアに出展するなど、新たな移住者を呼び込む施策を展開してまいります。

陸別町の定住の確保対策として実施しております移住定住促進住宅建設等補助事業に

つきましても、継続して実施するため、所要の予算を計上いたしました。

地方創生推進交付金事業につきましてもは、継続して十勝総合振興局と十勝管内17市町村による連携事業となります交通ネットワークを活用した地域活性化交流推進事業と、北海道が事業主体となるUIJターン新規就業支援事業に取り組みます。

次に、地域活性化の推進についてであります。

地域経済の活性化と雇用の創出を図るといいう難しい課題ではありますが、この課題を克服すべく引き続き取組を進めてまいります。

また、ミネラルウォーター「百恋水」につきましてもは、新たに1万5,000本を製造し、累計で20万本に達しました。引き続き、陸別町のPR強化と町内外での販売強化を図ってまいります。

次に、保健福祉関係について申し上げます。

特別養護老人ホームしらかば苑建て替え事業は、今年度完成の見込みであり、建設費等に対して補助を行います。

生活困窮者自立相談支援事業や高齢者共同生活支援施設運営事業、デイサービスセンター運営事業などは継続して取り組みます。

また、高齢者や障がい者の世帯等に対する冬季の経済的負担を軽減することを目的として、対象となる世帯1世帯に1万円の商品券を支給する冬季生活支援事業の実施に必要な経費を計上いたしました。

将来的に独居の高齢者や障がい者等の支えとなる成年後見制度利用支援についても、引き続き推進してまいります。

これからの超高齢化社会、障がい者との共生社会においては、社会福祉の向上がまちづくりの基本でありますので、よりきめ細やかなサービスを目指してまいります。

防犯灯のLED化につきましてもは、東1条2区の21基について整備してまいります。

次に、子育て支援についてであります。

当町は、妊娠期から出産・育児、そしてお子さんが18歳になるまで、切れ目のない支援を目指し、子育て世代包括支援センターを設置しております。

育児に関しては、出産祝い金をはじめとして保育料の無償化、保育ママ制度、学童保育所の開設、給食費無料化、子どもの医療費の助成など実施しております。さらに、今年度からは、地域子育て支援拠点事業の中で一時預かりも開始いたしました。

産前・産後の相談体制も強化し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境をつくってまいります。

次に、衛生関係について申し上げます。

保健事業では、保健指導担当をはじめ国保担当や診療所担当の連携により、当町の特定健診の受診率が令和3年度には71.0%となりました。これは北海道において2年連続で1位となり、全国でも9位という記録であります。

これからも町民の皆さんに御理解と御協力を頂きながら、引き続き各種検診等の受診率の向上、生活習慣病予防のみならず疾病の早期発見、早期治療につながるよう努め、あらゆる機会を利用して健康についての相談や指導を継続してまいります。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、春開始分について接種を開始しております。希望される方全員が接種できるよう、必要な体制を整えてまいります。

墓地整備事業では、要望のありました合葬施設について来年度の利用開始を目指し、施設整備を進めることといたしました。

次に、労働対策について申し上げます。

町単独の緊急雇用対策事業及び地元雇用促進事業につきましては、就労環境の安定を図ることはもとより、全産業において労働者不足が深刻な課題となっていることから、事業所等における雇用を促進させるためにも、引き続き必要な経費を計上いたしました。

次に、基幹産業である農林業について申し上げます。

酪農畜産業は、肥料・飼料・燃料の高騰により経営に大きな打撃を受けております。国際情勢が不安定なため、先行きが依然として不透明であります。経営の効率化を図りながら、循環型農業を推進する取組を支援してまいりたいと考えております。

その手段の一つとして、バイオガспラント建設事業につきましては、令和4年度に完成し、既に売電を開始しております。運営面等において御心配をおかけするところもありましたが、今後は安定稼働に向けて関係機関と連携しながら、しっかりと進めてまいります。

農業経営の安定のため、各種資金利子補給事業、新農業人育成事業などの農業施策及び優良家畜導入支援事業、陸別町酪農畜産クラスター協議会への支援につきましては、引き続き必要な経費を計上いたしました。

道営事業は負担金事業として行われますが、陸別第2地区草地畜産基盤整備事業、第2上陸別地区担い手畑地帯総合整備事業、トマム地区農地整備事業、トマム第2地区農地整備事業及び中陸別地区農道整備特別対策事業について、継続して取り組みます。

農畜産物加工研修センター関係であります。

鹿肉の有効活用を推進し、引き続き「しぐれ煮」「ジャーキー」の製造を継続します。また、「りくべつ牛乳」は供給量を増やすべく、可能な限り増産を行います。

次に、林業関係であります。

森林環境譲与税事業は、温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で令和元年に創設されました。林業担い手対策事業のほか、地域山林活性化推進事業や作業道補修事業などに充当することにより、山林の荒廃を防ぎ、将来の豊かな森づくりへの布石となると考えております。

町有林管理事業につきましては、森林環境保全整備事業において、団地ごとに計画を持って植栽、下刈り、間伐、地ごしらえを実施いたします。

また、小規模治山事業により、森林の保全対策を進めてまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業融資制度預託金、融資制度保証料補給、利子補給事業及び小規模企業等振興事業につきましては、継続して取り組んでまいります。

商工会が令和5年度も実施するプレミアム商品券発行事業につきましては、物価高騰対策も含め、40%のプレミアム分を補助することとし、必要な経費を計上いたしました。

また、日産自動車購入助成事業につきましても継続してまいります。

消費者対策につきましては、身近な問題をすぐに相談できるよう、窓口のお知らせや回覧による啓発活動を継続してまいります。

観光の振興についてであります。

3年ぶりの開催となった第40回「しばれフェスティバル」は、本年2月に開催され、道内外から7,500人の来場を迎え、盛会のうちに終了しました。この歴史あるイベントをこれからも続けていくため、持続可能な取組を研究しながら創意工夫してまいります。

「ふるさと銀河線りくべつ鉄道まつり」など各種イベントにつきましては、コロナ禍により開催を中止あるいは縮小しておりましたが、これからは感染に注意しながら、以前と同様の開催を主催団体等をお願いするところであります。

次に、銀河の森の振興について申し上げます。

コテージ村管理事業につきましては、地道な広告やネット予約の導入並びに施設の良好な維持管理が評価されておりますが、引き続き委託を通して、適切な管理運営を行ってまいります。

天文台につきましては、開館から25年となり、建物や設備に不具合が生じてきております。この先も陸別のシンボルとして観光や教育、多方面で重要な施設でありますので、調査した上で必要な修繕や改修を計画してまいります。

また、総合観測室を通して関係する名古屋大学・北海道大学・北見工業大学・国立環境研究所・国立極地研究所との社会連携事業により、出前授業などの活動を通して、これからも陸別の子どもたちが自然科学に触れ合う機会をつくってまいります。

次に、道路網の整備について申し上げます。

十勝オホーツク自動車道は、小利別から陸別までの工事が行われておりますが、完了時期は未定であります。

また、令和3年に事業が再開されました陸別足寄間につきましては、設計などが進んでいるようですが、早期完成に向け、引き続き強く要望してまいります。

道道津別陸別線の線形改良工事等につきましては、なかなか進捗していない状況であ

りますが、道に対しても下陸別、中陸別地区の着工と本路線の早期完成に向けて、引き続き要請活動を行ってまいります。

町道整備についてであります。

町道トマム川沿線の舗装及び町道東1条仲通り、町道駅南通りの歩道改良工事などを実施してまいります。

町道に架かる橋梁につきましては、陸別橋と桂庵橋の補修工事、斗満橋の調査設計に必要な経費を計上いたしました。また、橋りょう長寿命化計画の見直しも進めてまいります。

街路灯のLED化につきましては、道道津別陸別線のほか、街路灯12基について必要な経費を計上いたしました。

次に、河川管理についてであります。

当町が管理する普通河川ウリキオナイ川の護岸補修工事を実施いたします。

住宅整備についてであります。

町営住宅整備事業につきましては、新町団地公営住宅2棟4戸の建設工事、新町団地W・X棟の実施設計業務を実施いたします。

また、陸別町住生活基本計画及び陸別町公営住宅等長寿命化計画の見直しに必要な経費を計上いたしました。

次に、消防、防災関係について申し上げます。

消防団用として車両1台の更新を予定しております。

防災関係につきましては、現在使用している移動系の防災無線が平成5年度に導入したアナログ方式であり、機器の老朽化、新規開局ができないなどの理由により、デジタル化に向けて令和4年度に伝搬調査を行いました。将来の利用方法などを検討した上で、機器更新できるよう準備を進めているところであります。

近年の異常気象や大規模な自然災害に備え、引き続き町民の皆さんが安心・安全に暮らせるよう防災対策を進めるとともに、地域防災意識を高める取組を進めてまいります。

本年10月には総合防災訓練を予定しており、小中学生にも体験してもらえるような内容を企画しております。実施の際には、地域の皆様にも御参加いただきたいと思いますところであります。

教育関係につきましては、教育委員会の意向に基づき、必要な経費を計上しております。

英語指導助手招聘事業を引き続き実施し、英語学習の充実や国際交流事業のさらなる推進を図ってまいります。

小学校・中学校の修学旅行費用の一部助成や奨学資金の貸付け、学校給食の全額補助などにより、子育て支援を継続してまいります。

公民館につきましては、地下タンクの改修が必要となるため、所要の予算を計上いた

しました。老朽化への対応が喫緊の課題でありますので、将来に向けて施設の在り方を検討してまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険の運営につきましては、北海道が財政運営の主体となります。北海道全体の医療費は今後も伸びると予想されておりますが、安定的な財政運営を持続していくためには、それぞれの市町村において医療費を抑制する努力を継続していかなければなりません。健康診断の受診率を高めることで、疾病の早期発見・早期治療につながり、結果として医療費の抑制が図られることとなりますので、特定健康診査等の事業を引き続き実施してまいります。

次に、診療所の運営関係について申し上げます。

国民健康保険関寛齋診療所の運営につきましては、町内唯一の医療機関として、なくてはならない施設でありますので、医療技術職員の確保に全力を尽くすとともに、医療機器の計画的更新など、必要な予算計上をして医療体制の維持に努めてまいります。

次に、簡易水道事業及び公共下水道事業関係について申し上げます。

簡易水道事業につきましては、陸別浄水場の機械設備及び減圧弁の分解整備などを行い、適正に管理を進めてまいります。

下水道事業につきましては、平成9年度から供用開始しており、接続率は令和3年度末で92.3%、令和4年度末では92.7%となっております。また、下水道施設の長寿命化を図るため、第2期下水道ストックマネジメント計画の策定に取り組みます。

介護保険事業、後期高齢者医療関係につきましても、所要の予算を計上いたしました。

以上が、町政に臨む所信と主な施策並びに予算であります。

これから先の人口減少、高齢化に加え、公共施設等の老朽化対策など課題もありますが、安心・安全で持続可能な、よりよいまちづくりに主眼を置き、町民の皆さんと一緒に「平等でやさしい笑顔の町へ」向けて努力していく所存であります。

議会並びに町民の皆さんの一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針といたします。

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から令和5年度教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 令和5年陸別町議会6月定例会の開会に当たり、教育行政の基本的な考え方と主要な方針について申し上げます。

近年の社会情勢は、少子高齢化の急速な進行、地球規模での環境問題など大きな変革の時期を迎えているとともに、様々な制度改正や地方創生の推進など、自治体を取り巻く状況も大きく変化しています。

教育委員会といたしましては、豊かな心を育む学びと人づくりを目指し、子どもから

大人まで学ぶことができる様々な環境づくりに努め、学校・家庭・地域が一丸となり、将来の担い手である子どもたちが新しい時代に対応した生きる力を身につけられるよう、自らの意思で自ら学ぶことができる環境づくりを推進します。

さらに、まちづくりや子どもたちの成長にとって大切である人や自然との触れ合いや、この地でしか得られない楽しみや体験などを重視した生涯学習に力を注ぐとともに、スポーツ・文化活動など、町民が楽しむことができる場、活躍できる場づくり、そしてまちへの愛着と豊かな心を持った人づくりに取り組みます。

本町では、学校・家庭・地域との連携を推進し、「家庭は温かく」「学校は楽しく」「地域は明るく」を合い言葉に、「陸別の子は陸別で育てる」を主体に、町民誰もが学びを生かす地域社会の充実に向けた教育行政の推進に努めます。

第1に、学校教育の推進であります。

学校教育につきましては、「子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進」「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」「地域と歩む持続可能な教育の実現」を柱とし、本町の特性を生かした「地域とともにある学校づくり」に取り組んでまいります。

新しい時代に必要となる資質・能力を育むため、1人1台の情報通信端末機などICTを効果的に活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の充実による授業改善に取り組むなど、子どもたちが社会で生きる力の育成に向け、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、ICT支援員の配置により情報教育の充実と努めるとともに、全国学力・学習状況調査などの活用・分析により、子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育を推進してまいります。

陸別小学校と陸別中学校では、平成31年度からスタートしました小中一貫教育を通じて、9年間を見通した一貫性・継続性のある指導を推進し、「学力の定着」「豊かな人間性と社会生の育成」「ふるさと教育の充実」を図り、豊かな教養に基づく社会に貢献する力を育ててまいります。

その取組として、小学校に学習支援員の継続配置、同校高学年の教科担任制の導入、推進に向けて、中学校教諭による英語科の乗り入れ授業、教員免許所有の教育委員会職員による理科授業への派遣を継続します。引き続き、「学校運営協議会」「地域学校協働本部」が一体となって連携し、学校、地域全体で教育の質を向上させ、持続可能な社会の創り手となるよう取り組んでまいります。

特別支援教育についても、組織的・継続的な取組を進め、陸別町子ども発達支援連絡会の定例開催、特別支援補助員配置の継続など、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

また、ふるさと学習で使用する小学校社会科副読本「りくべつ」については、陸別町教育研究所が現在改訂作業を進めており、令和6年度から使用するため、令和5年度改訂発行しますので、所要の予算を計上いたしました。

陸別町保・小連携連絡会推進会議では、スタートカリキュラムを作成し、保育所園児の小学校への入学がスムーズにつながるよう、交流や参観を実施して、小学校と保育所の連携の充実に努めてまいります。

児童生徒芸術鑑賞事業については、子どもたちに芸術を鑑賞してもらい、豊かな情操を養うことを目的として、隔年で開催しておりますので、所要の予算を計上いたしました。

健康でたくましい体をつくるため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの活用・分析により、体力・運動能力の向上を図るとともに、新型コロナウイルス、インフルエンザなどに対する予防、感染症対策及びフッ化物洗口の実施により、家庭や地域と連携した健康的な生活習慣の確立と、健康面に対する正しい知識の周知徹底に努め、健康教育の充実に取り組んでまいります。

信頼される学校づくり、信頼される教職員になるために、学校が組織として一体となった教育活動を展開する必要が求められていることから、校長教頭会議、職員会議などを通し全体で意識の高揚を図ってまいります。校長の経営方針に基づき、「すべての子どもたちの可能性を引き出す」という創意工夫ある取組へとつなげ、同僚等との対話や実践の振り返りなどの機会を確保し、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、校内、関係機関等における研究活動の充実に、研修会への参加、教育局指導主事の指導を受けながら、学校課題の改善に向けて取り組み、子どもたちの学びの保障に向けて取り組んでまいります。

教職員の時間外勤務増加に伴う長時間労働を改善するため、「学校における働き方改革陸別町推進プラン」の改訂など、学校閉庁日や部活動休養日の取組を推進し、勤務実態の把握とその公表に努めてまいります。事務補助職員の配置継続、中学校部活動外部指導員の配置など、その効果検証と改善を図りながら進めてまいります。

子どもたちが様々な人々と関わり、多様な経験を重ねながらたくましく成長していくためには、学校教育だけではなく家庭や地域が連携し、家庭学習の習慣化とSNS、テレビゲームなどに依存しない望ましい生活習慣の定着が望まれます。いじめやネットトラブル、学校に行くことができないなど様々な課題を解決するために、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応に取り組む細やかな対応が重要であります。

全国的にも登校できない児童生徒が増加しており、当町においても同様の事例が見られます。児童生徒及びその保護者が抱える問題や悩みを解決するため、スクールカウンセラーを活用し、その改善を図っています。また、教育の質の向上とその学びを保障するため、安心して過ごせる居場所づくりに向けた取組を進めるため、必要な予算を計上いたしました。

また、子育て、家庭環境の充実、支援に向けた保護者負担軽減のため、給食費全額補助、就学援助費支給、修学旅行費の一部助成、奨学資金の貸付けと各種検定料の無償化については継続してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、日頃から登下校時における児童生徒に対する指導をはじめとして、「春、冬の通学路の点検」や「交通安全教室」「一日防災学校」を開催して、関係機関と連携した推進体制の構築と自己防衛意識の高揚を図るため、安全教育の指導に取り組んでまいります。また、小学校区においては、市街地全自治会からの御協力によりまして、子どもたちを地域の目で見守る「校区支援ネットワーク」に取り組むなど、陸別駐在所や町内企業による安全パトロールの実施などとともに、情報の共有化と安全確保に努め、登下校時の街頭指導に御協力を頂いております。また、郊外の児童生徒が登下校時に利用していますスクールバスにつきましては、より安全な運行に取り組むため、安全管理装置の取付けについて必要な予算を計上いたしました。

学校施設における教育環境の充実につきましては、子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の防災拠点として、学校施設の改修整備を計画的に推進します。小中学校の体育館に非常口換気用網戸の設置、小学校体育館のバスケットゴールと中学校生徒玄関前外灯の設置を予定していますので、一部当初予算で計上いたしましたが、必要な予算を計上いたしました。

第2に、社会教育・生涯学習の推進であります。

現社会は人生100年時代を見据え、全ての人のウェルビーイングの実現のためにも、人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備し、多様な世代への情報提供や学習成果の可視化、仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備などが求められています。

社会教育・生涯学習推進のため、令和3年度からスタートしました第9期陸別町社会教育計画に基づき、多様化するライフステージに応じて、「誰でも、いつでも、どこでも、何からでも」学べる機会の提供、関連施設の整備・充実に向けて取り組んでまいります。

少子高齢化や人口減少が進む中、各種活動への参加者の減少や固定化、指導者不足といった状況が見られますが、社会教育委員や文化協会等と連携しながら、求められる学習機会の提供に努め、生涯を通じた学習を推進し、町民の心豊かな生活の実現を目指してまいります。

公民館は地域の社会教育活動の拠点であり、地域の住民であれば誰でも気軽に利用できる地域のお茶の間の施設であります。「社会教育・生涯学習の拠点化」としての機能充実を第一の目標とし、専門的な知識を有する図書館司書の配置を拡大し、図書室の活性化と学校図書室との連携による読書活動の推進など、公民館活動の充実を図ってまいります。

カナダ・ラコーム市との友好関係により「中学生等海外研修派遣事業」に取り組んでいますが、残念ながら令和5年度も中止を決定いたしました。この事業体験を通して国際理解教育の充実が図られ、子どもたちの成長に大きく寄与している本町ならではの研

修事業であります。英語指導助手等による小中学校の英語力・コミュニケーション能力の向上に努めていますが、ホームステイ先などでその成果の進捗と効果、そして安全に派遣できる環境にあるかなどを検証し、改善を図りながら今後の事業再開に向けて検討してまいります。「中学生等海外研修派遣事業」中止に伴う代替事業といたしまして、道内での「英語研修派遣事業」を予定していますので、所要の予算を計上いたしました。

「魅力体感 i n りくべつ事業」につきましては、地域のおよさや課題、よりよいまちづくりの方策について、集団での様々な考える体験活動を通して、協調性や社会性などを育むとともに、コミュニケーション能力の向上を図り、地域活動に参画するリーダーを育成することを目的として、町内でのキャンプやネイパル足寄など近隣での宿泊体験をメインに実施し、ジュニアリーダーの育成につなげるとともに、その効果の検証と改善を図りながら取り組んでまいります。

学童保育所は共働き等による放課後の保育が困難な家庭を対象とする子育て支援事業であります。「待機児童ゼロ名政策」を掲げ、結果としてこれまで全ての希望者の受入れを実現してきました。今後も小学校や保育所と連携し、安全・安心であることを第一に考え運営し、児童の保育に努めてまいります。

文化芸術活動については、年齢や障がいの有無、住んでいる地域等にかかわらず全ての町民が生涯を通じて、文化芸術を鑑賞したり体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるように取り組むことが必要です。

本町では、文化協会加盟団体を中心に文化芸術活動が行われており、質の高い芸術文化の提供を目的とした「ふるさと劇場」「あかえぞ文藝社」による町民文芸誌「あかえぞ」の発刊など、町民による文化活動が進められています。ここ数年間は新型コロナウイルス感染症拡大により、その活動が大きく制限されてきました。加えて、人口減少や高齢化などにより、活動の縮小や内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

町民の文化活動の拠点となるタウンホールは、令和5年度が音響機器設備更新2年目で完了する予定となっております。また、公民館につきましても、施設の老朽化が課題となっておりますので、その整備に向けて検討を進めてまいります。今後も町民による活発な文化活動が進められるよう支援してまいります。また、公民館の地下タンクについては、早急な改修工事が必要となるため、所要の予算を計上いたしました。

文化財の保護と活用につきましては、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

本町の文化財は、関寛齋資料館をはじめ国指定史跡ユクエピラチャン跡や町指定文化財、郷土資料など恵まれた環境にあります。今後も広報や教育分野などを通じ、町の歴史や文化を町民に伝え、その活用と理解を得るためにも、移動研修や町民見学会、ふるさと科授業などに取り組み、より一層町内外へ文化財の発信を推進してまいります。

関寛斎の顕彰活動につきましては、関寛斎資料館などを核として、関寛翁顕彰会による研究や交流が行われており、この先人が残したすばらしい財産を次世代に継承するため、町民レベルでの活動が活発に行われていますので、引き続き支援してまいります。

第3に、スポーツの振興であります。

近年、健康・体力づくりに関する関心がますます高まる中、町民のスポーツニーズは多様化傾向にあり、生涯にわたり「誰もが」「いつでも」スポーツに親しむことができるよう、各スポーツ団体の指導者の育成及びスポーツ活動の促進に向けた支援が一層求められています。

子どもから高齢者まで町民の健康増進を図るため、気軽に参加できるスポーツとして「ボッチャ大会」を開催するなど、スポーツ・レクリエーションの場と機会の提供に努め、健康・体力づくりに取り組む機会の拡充と各種スポーツの普及・推進に取り組んでまいります。

地域交流・振興も目的の一つであり、地域の世代間交流に大きく貢献してきました「町民スポーツレク大会」は、令和4年度関係者との協議を重ねた結果、競技の終了を決定いたしました。令和5年度は多くの町民がスポーツに親しんでいただけるよう、新たに「りくべつスポーツ交流の日」として、8月下旬に開催を予定しています。「スポーツの集い」などの自治会対抗のスポーツにつきましても、各自治会の参加協力など、今後の継続開催に向けて課題の整理に取り組んでまいります。

陸別町体育連盟の直轄事業であります「北陵岳町民登山会」が50周年記念事業となるため、必要な予算を計上いたしました。

スポーツ推進委員や体育連盟・スポーツ少年団、保健福祉センターとの連携を図りながら、スポーツを楽しむ機会や良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ団体への支援やスポーツ振興基金を活用した助成事業を進め、喫緊の課題でありますスポーツ施設などの計画的な整備、維持管理につきましては、「陸別町教育施設長寿命化計画」に基づき取り組んでまいります。

老朽化の著しい町民水泳プール改築については、令和4年度に水泳プール改築検討委員会を設置し、基本構想（案）を報告書としてまとめましたので、町議会等の御意見を賜りながら、早急にその方向性を明確にしてまいります。

また、町民から軽スポーツ、交流の場として親しまれています、わかばパークゴルフ場の野外活動施設、リーチハウス等につきましては、施設外部の損傷が激しく、施設改修のため必要な予算を計上いたしました。

第4に、給食・食育の推進であります。

学校給食は生きた教材として、子どもたちの適切な栄養の摂取や健康の保持増進、食に関する正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる実践力や食事を通して人間関係、コミュニケーションを身につけるために提供されています。安心・安全な学校給食実施のために、学校給食衛生管理基準に基づき、調理過程における作業工程の確

認、施設の衛生面及び食品の取扱いや、食物アレルギーを持つ子どもたちへの対応も個々に面談を行うなど厳しく管理されています。ここ数年間は黙食での給食が続いていましたが、その状況も現在は解消され、子どもたちのリクエストによる給食の提供など、おいしい、楽しみにしてもらえる給食を心がけています。

保護者や地域との連携につきましては、給食だより等を通じて、町内企業から和牛等の地場産品の無償提供や給食及び食事についての情報提供を行い、陸別町給食センター運営委員会を開催するなど、理解と協力が得られるよう努め、年1回町民の給食試食会を引き続き実施してまいります。

これからも、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、その可能性を引き出す学びの充実に向けた教育環境の向上と、全ての町民が生涯にわたり、その生活を豊かにするため、スポーツや文化芸術活動を通じた健康増進、地域振興や共生社会の実現に向けて、学校、家庭、地域や各関係機関と連携を深め、職員一丸となって現状に立ち止まらない積極的な教育行政を推進し、町民の付託に応えるよう努めてまいります。

町議会並びに町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（久保広幸君） 以上で、令和5年度町政執行方針及び教育行政執行方針を終わります。

執行方針に係る一般質問の追加がある方は、本日正午までに提出してください。

11時25分まで休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時23分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### ◎日程第4 議案第33号工事請負契約の締結について

---

○議長（久保広幸君） 日程第4 議案第33号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第33号工事請負契約の締結についてですが、令和5年6月7日執行の入札に係る落札者と本契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第33号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結する。

1、契約の目的、新町団地公営住宅U・V棟建設建築主体工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、一金8,833万円也。

4、契約の相手方、佐藤・南経常建設共同企業体。足寄郡陸別町字陸別原野基線327番地。代表者、株式会社佐藤建設、代表取締役 佐藤秀昭であります。

本工事は2LDK2棟4戸であり、5月16日指名委員会を実施し、町内、町外の業者5社を指名し、令和5年6月7日に入札を執行したものでございます。落札率につきましては、96.96%であります。工期につきましては、本日議決をしていただきましたならば、本契約を締結し、令和5年11月17日が工期でございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

以後、御質問によりお答えしてまいりたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第33号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

- 
- ◎日程第 5 議案第34号農業委員会委員の任命について
  - ◎日程第 6 議案第35号農業委員会委員の任命について
  - ◎日程第 7 議案第36号農業委員会委員の任命について
  - ◎日程第 8 議案第37号農業委員会委員の任命について
  - ◎日程第 9 議案第38号農業委員会委員の任命について
  - ◎日程第10 議案第40号農業委員会委員の任命について
  - ◎日程第11 議案第41号農業委員会委員の任命について
  - ◎日程第12 議案第42号農業委員会委員の任命について

### ◎日程第 1 3 議案第 4 3 号農業委員会委員の任命について

---

○議長（久保広幸君） 日程第 5 議案第 3 4 号から、日程第 1 3 議案第 4 3 号農業委員会委員の任命についてを一括議題とします。

なお、議案第 3 9 号については、本案採決後単独議案となりますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第 3 4 号から議案第 3 8 号まで、及び議案第 4 0 号から議案第 4 3 号までを一括して御説明申し上げます。

提案理由につきましては、いずれも現委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了になりますことから、任命しようとするものであります。

議案第 3 4 号農業委員会委員の任命についてですが、次の者を陸別町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、陸別町字トナム南 3 線 9 3 番地、氏名、平野祥子、生年月日、昭和 3 6 年 8 月 7 日、6 1 歳であります。

続きまして、議案第 3 5 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字上利別原野東 1 線 2 2 2 番地、氏名、佐藤直人、生年月日、昭和 3 7 年 1 0 月 9 日、6 0 歳であります。

続きまして、議案第 3 6 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別原野分線 1 7 番地 1 8、氏名、石井達也、生年月日、昭和 3 4 年 1 月 2 日、6 4 歳であります。

続きまして、議案第 3 7 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別 1 6 番地、氏名、原田利則、生年月日、昭和 3 2 年 1 月 1 4 日、6 6 歳であります。

続きまして、議案第 3 8 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字トナム幹線 6 3 番地 2 0、氏名、前田和典、生年月日、昭和 4 2 年 1 月 5 日、5 6 歳であります。

続きまして、議案第 4 0 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字陸別東 2 条 1 丁目 2 番地 7、氏名、川口助夫、生年月日、昭和 3 2 年 1 月 1 5 日、6 6 歳であります。

続きまして、議案第 4 1 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字林内 1 3 番地、氏名、上杉昌弘、生年月日、昭和 4 4 年 1 月 7 日、5 4 歳であります。

続きまして、議案第 4 2 号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字トナム原野幹線 7 9 番地、氏名、羽藤邦壽、生年月日、昭和 2 6 年 1 月 1 8 日、7 2 歳であります。

続きまして、議案第43号農業委員会委員の任命についてですが、住所、陸別町字上利別原野基線248番地6、氏名、大西靖浩、生年月日、昭和36年11月7日、61歳であります。

以上であります。説明資料につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第34号から議案第38号、及び議案第40号から議案第43号農業委員の任命について御説明いたします。

議案説明資料のほうのナンバー1-1及び1-2を御覧ください。

まず、議案第34号、平野祥子さん、61歳、女性、農業であります。経歴につきましては、令和2年度から現在まで農業委員、認定農業者の親族であります。北海道銀行足寄支店、陸別町農業協同組合での勤務経験があります。地区推薦でありまして、推薦理由は、地区で中核的酪農を営み、地区の人々からの信頼も極めて厚いであります。推薦届出代表者は高橋優二さんであります。

続きまして、議案第35号、佐藤直人さん、60歳、男性、農業であります。経歴につきましては、平成23年から現在まで農業委員、昭和56年から農業に従事されている認定農業者であります。一般応募であり、応募理由は、離農が増える中、新規就農や農地集積により遊休農地を発生させない策を立てたく応募いたしますであります。

続きまして、議案第36号、石井達也さん、64歳、男性、農業であります。経歴につきましては、平成17年から平成29年まで、及び令和2年から現在まで農業委員、平成29年から現在まで陸別町農業協同組合の理事を務められており、認定農業者であります。陸別町農業協同組合からの団体推薦であり、推薦理由は、農業経験と見識に優れ、当町の農政に寄与いただける人物と判断したためでございます。

続きまして、議案第37号、原田利則さん、66歳、男性、農業であります。経歴につきましては、平成29年から現在まで農業委員、令和4年から現在まで民生委員、昭和50年から農業に従事しており認定農業者であります。地区推薦でありまして、推薦理由は、農業に関する見識を有しており、農業委員の職務を適正に行うことができるであります。推薦届出代表者は西岡悦夫さんでございます。

続きまして、議案第38号、前田和典さん、56歳、男性、農業であります。経歴につきましては、現在まで陸別町酪農ヘルパー有限責任事業組合理事を務められており、昭和60年から農業に従事し、認定農業者であります。地区推薦でありまして、推薦理由は、当地域における適任者であるであります。推薦届出代表者は高田信一さんであります。

続きまして、議案第40号、川口助夫さん、66歳、男性、無職であります。経歴につきましては、令和2年から現在まで農業委員、昭和54年から令和4年まで十勝農業共済組合に勤められております。一般応募であり、応募理由は、陸別町の基幹産業であ

る畜産の発展に少しでも寄与できればと考えて応募しましたでございます。

続きまして、議案第41号、上杉昌弘さん、54歳、男性、農業であります。経歴につきましては、令和2年から現在まで農業委員、昭和62年から農業従事しており、認定農業者であります。地区推薦でありまして、推薦理由は、当地域における適任者であるであります。推薦届出代表者は三品博さんであります。

続きまして、議案第42号、羽藤邦壽さん、72歳、男性、農業であります。経歴につきましては、18歳から農業従事しており、認定農業者であります。地区推薦でありまして、推薦理由は、豊富な農業経験があり、地域の代表として適任であるであります。推薦届出代表者は編田栄二さんであります。

続きまして、議案第43号、大西靖浩さん、61歳、男性、農業であります。経歴につきましては、昭和53年から農業従事しており、認定農業者であります。全域からの推薦でありまして、推薦理由は、当地域における適任者であるでございます。推薦届出代表者は平野行広さんであります。

以上で、議案第34号から議案第38号、及び議案第40号から議案第43号の説明を終わります。以上でございます。

○議長（久保広幸君） これから、一括質疑を行います。質疑はありますか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） それでは、平野祥子さんでいいのですよね、話進めて。一括だから全部でいいのだね。平野祥子さんについて、ここで認定のチェックがついていないのですけれども、今副町長の説明によると、認定農家の家族の方というか、親族という言い方したのかな、そういうふう聞いたのですけれども、私、家族にしても農業というのは一人でやれるわけではないので、本人も認定者であっていいのではないかなと、私思います。そういった意味で、なぜこういうふうになったのかというか、認定にならなかったのか、そういうことと、それから、農業委員をこうやって選考する上で、全体の人数のうち認定者は何割でなければならないという理由からいくと、私はこの人を認定していくことがいいのではないかと。割合からいくとクリアはしていると思うのですけれども、そういった意味で、なぜ平野祥子さんがならないのか、その辺について説明願います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） ただいまの議員の御質問でございますが、まず平野祥子さんにつきましては御主人が認定農業者であります。この認定農業者の制度でございますが、当然経営の経営計画というものを立てまして、それを関係機関で審査して、このように変わって、計画に従ってやることによってこのように向上しますと、そういうようなことを診査して認定されるものでございます。したがって、家族で同じように労力を分け合っているというのは承知でございますが、あくまでも認定農業者の名義ということで、ここの平野祥子さんのおうちでは御主人のほうの名前で経営計画のほうを出

しているという形でございますので、ただ、先ほど言ったように、女性で認定農業者になれないのかとかそういうようなことは一切ございません。陸別町でも実は女性でなっている方は、それは家族経営計画という別なものがございまして、そちらのほうを、ごめんなさい、家族経営協定ですね。家族経営協定を結んでおまして、それでは家族で経営者以外の奥様も入れて、子どもたち夫婦も入れてとか、そのような結びつきで全員が認定を取るという方法もございまして。

あと、認定農業者の今回の農業委員の関係でございますが、過半数という規定がございます。今回7名ということで、そこのところはクリアしているということでございます。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 今、副町長の説明では、家族協定を結んでいけば家族全員が認定者というふうに告示できると。しかし、それはされていないから今回、女性だからというのではないという説明なのですけれども、その辺もおかしいと思うのですよね。というのは、簡単に言えば、そういう認定を受けるために家族経営を促すのも一つの農業委員会の、というか、どこで認定するのかわちよつと分からないのですけれども、多分町だと思えるのですよね、認定するの。だから、そういうような意味合いと、そしてあわよくば女性だから省かれたというふうにも取られるような気がするのです。今、副町長のはそうだからということで認定していないという理由、今男女共同というね、そして農業経営の場合は特に共同で働かないとできないのですよね。だからそういった意味でいくと、私は認定者として認めるような方法を取って、そして農業委員に出てきてほしかったなど、私思うわけなのです。今後、どのように対策的に取れるのか。今、副町長が言ったように、家族全員でそういう認定の申請をすることによってできるという形はやっぱり取ってもらいたいような気がします。その辺はどうですか。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時46分

○議長（久保広幸君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁求めます。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） 議員のおっしゃられたとおり、酪農では男女のそれぞれの力も本当に均等でございます。何も女性だから男性だからということはないというのは承知でございます。ただ、認定農業者の制度としては、1経営体に1名、当然経営主という形のくくりがございまして。また、家族経営協定は、結果として家族経営協定を結んだ人の家族は認定農業者になりますが、これもあくまでも本人がいろいろな諸般の事情で選択するという手段の一つでありまして、結果的にそういう相談があったときにはこ

のような結果になるということで、それを本来の家族経営協定の目的がちょっと違いますので、認定農業者を増えるという目的ではございませんが、意見として伺わせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により討論を省略し、これから議案ごとに農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号、平野祥子氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は、同意することに決定しました。

次に、議案第35号、佐藤直人氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は、同意することに決定しました。

次に、議案第36号、石井達也氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第36号は、同意することに決定しました。

次に、議案第37号、原田利則氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 全員起立です。

したがって、議案第37号は、同意することに決定しました。

次に、議案第38号、前田和典人氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第38号は、同意することに決定しました。

次に、議案第40号、川口助夫氏の任命について、これに同意することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 全員起立です。

したがって、議案第40号は、同意することに決定しました。

次に、議案第41号、上杉昌弘氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第41号は、同意することに決定しました。

次に、議案第42号、羽藤邦壽氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第42号は、同意することに決定しました。

次に、議案第43号、大西靖浩氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(久保広幸君) 起立全員です。

したがって、議案第43号は、同意することに決定しました。

---

#### ◎日程第14 議案第39号農業委員会委員の任命について

---

○議長(久保広幸君) 日程第14 議案第39号農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、工藤議員の退場を求めます。

(工藤議員 退場)

○議長(久保広幸君) 暫時休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

○議長(久保広幸君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第39号農業委員会委員の任命についてですが、次の者を陸別町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、陸別町字陸別原野分線4番地37、氏名、工藤哲男、生年月日、昭和32年1

0月23日、65歳であります。

以上であります。説明資料につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第39号の農業委員会委員の任命に係る資料について御説明を申し上げます。

議案説明資料ナンバー1-1を御覧ください。

まず、議案第39号、工藤哲男さん、65歳、男性、無職であります。経歴につきましては、平成29年から現在まで農業委員、陸別町農業協同組合、株式会社ナスアグリサービスでの勤務経験があります。一般応募でありまして、応募理由は、陸別町の農業の在り方を踏まえ、農地の保全と生産を促進するため、農地の利用や担い手の育成を図り、陸別町の農業発展を目指した農業委員活動に貢献していきたいでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

陸別町議会の運営に関する基準第99条の規定により討論を省略し、これから議案第39号農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号、工藤哲男氏の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（久保広幸君） 起立全員です。

したがって、議案第39号は、同意することに決定しました。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

（工藤議員 入場）

休憩 午前11時54分

再開 午前11時54分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後1時まで、昼食のため休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## ◎日程第15 議案第44号町税条例の一部を改正する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第15 議案第44号町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第44号町税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長心得に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長心得。

○町民課長心得（遠藤克博君） 議案第44号について説明いたします。

町税条例の一部を改正する条例です。

議案説明書、資料ナンバー2-1をお開きください。改正の概要です。

改正が多岐にわたっておりますので、要点のみ説明させていただきます。

また、法律の改正による条項のずれ等については、説明を省略させていただきます。

初めに、個人町民税関係について3点ございます。

1点目として、森林環境税の導入に伴う改正で、令和6年1月1日施行です。

森林環境税は国の税、国税ですけれども、個人の町民税、道民税と合わせて賦課徴収することになるので、そのための規定を整備いたします。

関連する条例は、第23条の3、第30条、第32条、第35条、第38条、第38条の2、第38条の6になります。

2点目は、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容と異動がないときは、その異動がない旨の記載でよいとするものです。

関連する条例は、第27条2で、令和7年1月1日施行です。

3点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期間を3年間延長し、令和9年度までとするものです。

関連する条例は、附則第8条で、令和5年4月1日施行です。

次に、固定資産税について、長寿命化に資するために一定の大規模修繕工事を、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した一定のマンションについて、固定資産税を翌年度に限り減額するものです。

なお、減額割合は「3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において条例で定める」とされたことから、参酌基準の3分の1を採用いたします。

関連する条例は、附則第10条の2、第10条の3で、令和5年4月1日施行です。

資料ナンバー2-2をお開きください。

軽自動車税関係で3点ございます。

1点目は、軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の適用期限を3年間延長し、令和8年3月31日までに車両番号指定を受けた場合とするものです。

なお、乗用自動車（営業用）のおおむね4分の3に軽減する適用期限は2年間の延長となります。

関連する条例は、附則第16条で、令和5年4月1日施行です。

2点目は、3輪以上の特定小型原動機付自転車の種別割区分をミニカーの区分から除外し、原動機付自転車の区分とするものです。

特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とする電動キックボード等を指します。

関連する条例は、第70条で、令和5年7月1日施行です。

3点目は、自動車メーカー等の不正行為に起因して軽自動車税環境性能割・種別割の納付不足額が生じた場合、当該自動車メーカー等を納税義務者とみなして納付不足額を徴収する際の加算する割合を10%から35%に引き上げるものです。

関連する条例は、附則第15条の2の2、附則第16条の2で、令和6年1月1日施行です。

また、資料ナンバー3-1から3-15は、新旧対照表となります。

以上で、議案資料の説明といたしまして、議案書に戻ります。

本文及び附則については、資料で説明したとおりであります。

以上で、議案第44号の説明といたします。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第44号町税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第44号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第45号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第16 議案第45号陸別町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第45号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長心得に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長心得。

○町民課長心得（遠藤克博君） 議案説明書、ナンバー4をお開きください。改正の概要になります。

税率については、昨年度同様今年度についても改正は行わず、限度額のみ改正となります。

支援金分の限度額を現行の20万円から2万円増の22万円とし、医療分と介護分の限度額は変更ありません。限度額の合計は現行の102万円から104万円となります。

現在、国民健康保険の加入状況は、326世帯、被保険者515人で、このうち限度額に達しているのは8世帯になります。

資料の中段に過去10年間の限度額の推移を載せています。

次に、資料の下段、基準額と書かれた箇所になりますが、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額について、5割軽減判定の計算式のうち、28万5,000円を29万円に、2割軽減判定の計算式のうち、52万円を53万5,000円に、それぞれ引き上げます。

また、資料ナンバー5-1から5-7は新旧対照表となります。

なお、改正案につきましては、陸別町国民健康保険運営協議会に諮問し、異議なしとの答申を受けております。

以上で、議案資料の説明といたしまして、議案書17ページになります。

改正内容は説明のとおりでありますので、附則を読み上げます。

附則。

施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

適用区分。

2、この条例による改正後の陸別町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第45号の説明といたします。以後、御質問によりお答えしてまいりま

すので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第45号陸別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第45号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第46号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例

◎日程第18 議案第47号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
の  
基準に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第19 議案第48号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例

---

○議長（久保広幸君） 日程第17 議案第46号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例から、日程第19 議案第48号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例まで3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第46号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第47号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第48号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例についてですが、これも家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、3件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、保健福祉センター次長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） 空井保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（空井猛壽君） それでは、議案第46号から議案第48号まで、一括して御説明をさせていただきます。

冒頭、本件三つの条例の改正につきまして、関連する事項について御説明をさせていただきます。

提案理由にもありましたが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行等によりまして、1点目として、関係省庁から内閣府の外局であるこども家庭庁に所掌事務が移管されたことによるもの。それから、2点目としましては、子ども・子育て支援法第9条第2項が削除されたことにより引用条項のずれを改めようとするもの。3点目としましては、学校教育法第25条に第2項、第3項が追加されたことによりまして、引用条項のずれを改めようとする内容が主なものでございます。

それでは、議案第46号について御説明いたします。

新旧対照表を用いて進めさせていただきたいと存じますので、議案説明書、資料ナンバー6をお開きください。

右欄が現行条例、左欄が今回改めようとする案であります。

改正箇所には下線を引いておりますので、御参照いただければと存じます。

第25条につきましては、厚生労働省からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴いまして、25条の規定中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めようとするものでございます。

それでは、議案書18ページにお戻りください。

新旧対照表を用いて御説明させていただきましたので、議案本文の朗読説明は割愛をさせていただきます。

附則であります。この条例は公布の日から施行するであります。

続きまして、議案第47号の説明に入らせていただきます。

新旧対照表を用いて御説明させていただきますので、議案説明書、資料ナンバー7-1をお開きください。

第46号同様、右手が現行条例、左欄が改正を改めようとする案でございます。

改正箇所には下線を引いておりますので、御参照いただければと存じます。

まず、資料ナンバー1から3までの改正内容につきましては、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されまして、一つの項立ての条文となったことから、条項ずれを改めようとするものでございます。

例を挙げますと、第4条第2項でございますが、現行欄「法第19条第1項第3号」とあるものを、第1項の表現を削りまして、「第9条第3号」に改めようとするもの。もう一例としましては、資料ナンバー7-2の2行目となります。ここでは「同項第2号又は第3号」を項が一つ削られたことによりまして、「同条第2号又は第3号」に改めようとするものでございます。

以降、子ども・子育て支援法第19条の第2項が削除されたことに伴います改正内容

が、この後数多くありますことから、この後は説明を割愛させていただきますので、あらかじめ御了承をいただきたいと存じます。

それでは、資料ナンバー 7-4 をお開きください。

第 15 条第 3 号でございますけれども、こちらにつきましては学校教育法第 25 条に第 2 項及び第 3 項が追加されたことに伴いまして、項番号を特定するために現行「第 25 条」とあるものを「第 25 条第 1 項」に改めようとするものでございます。同条第 4 号でありますけれども、所掌事務が移管されたことになりまして、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 7-5 にお進みください。

第 35 条第 3 項の中段の改正となります。

この条例の基準となる内閣府令の改正によりまして、「同条」もしくは「同項」に改める文言整理が行われましたため、同様に改めようとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー 7-6 にお進みください。

下段にあります第 37 条第 1 項の改正でございますけれども、参照する条番号に誤りがありましたことから、小規模保育事業 A 型の「第 27 条」を「第 28 条」に、小規模保育事業 B 型の「第 27 条」を「第 31 条」に、小規模保育事業 C 型の「第 27 条」を「第 33 条」にそれぞれ修正しようとするものでございます。

それでは、資料ナンバー 7-7 にお進みください。

第 39 条、下段になりますけれども、第 39 条第 2 項中段の改正であります。同項中に同じ参照条文が重複していますことから、「同号」と文言整理を行おうとするものでございます。

それでは、資料ナンバー 7-8 にお進みください。

最終行になります。第 51 条第 3 項の改正であります。こちら内閣府令の改正によりまして、文言整理が行われましたため、同様に「同条」と改めようとするものでございます。

それでは、資料ナンバー 7-9 にお進みください。

中段の第 51 条第 3 項の最終行の改正でございますけれども、参照する項番号に誤りがありましたことから、「第 2 項から第 4 項まで」を「前 3 項」に修正しようとするものでございます。

同じページの下から 3 行目、第 52 条第 2 項の改正でありますけれども、こちらにつきましては内閣府令の改正によりまして、文言整理が行われましたことから、同様に「同条」に改めようとするものでございます。

なお、本条例につきましては、認定こども園等について規定しているものでございまして、この運営基準の適用となる町内の事業場はございませんことを申し添えておきます。

それでは、議案書の 20 ページにお戻りください。

以上、新旧対照表を用いまして、御説明をさせていただきましたので、議案本文の朗読説明は割愛をさせていただきます。

附則であります。この条例は公布の日から施行するであります。

続きまして、議案第48号の説明に入らせていただきます。

こちらにつきましても、新旧対照表を用いて御説明させていただきますので、資料ナンバーの8をお開きください。

同様に、右欄が現行条例、左欄が改正しようとする内容でございます。

議案第47号同様、子ども・子育て支援法第19条第2項が削除されまして、一つの項立ての条文となりましたことから、条項ずれを改めようとするものでございます。

第5条第1号中、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、同条第2号中、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改めようとするものでございます。

それでは、議案書21ページ目にお戻りください。

改正内容につきましては、新旧対照表を用いて御説明させていただきましたので、議案本文の朗読説明は割愛をさせていただきます。

附則であります。この条例は公布の日から施行するでございます。

以上、雑駁ではありますが、議案第46号から第48号までの説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えをさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保広幸君） これから、議案第46号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第46号陸別町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第46号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第47号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第47号陸別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第47号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第48号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第48号陸別町へき地保育所条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第48号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第49号令和5年度陸別町一般会計補正予算（第3号）

◎日程第21 議案第50号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

◎日程第22 議案第51号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）

◎日程第23 議案第52号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎日程第24 議案第53号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎日程第25 議案第54号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（久保広幸君） 日程第20 議案第49号令和5年度陸別町一般会計補正予算

(第3号)から日程第25 議案第54号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)まで、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長(本田 学君)〔登壇〕 議案第49号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第3号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,251万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,837万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第50号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ448万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,224万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第51号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ829万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,104万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第52号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,259万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,938万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第53号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,172万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第54号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ363万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,428万6,000円とするものであります。

以上、議案第49号から議案第54号まで6件を一括提案いたします。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(久保広幸君) 今村副町長。

○副町長(今村保広君) それでは、議案第49号から議案第54号まで一括して御説明させていただきます。

議案第49号令和5年度陸別町の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、これより事項別明細書により説明いたします。

歳出から行いますので、11ページを御覧いただきたいと思ひます。

## 2、歳出。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節旅費252万2,000円であります。こちらは資料のナンバー9-1及び9-2を御覧いただきたいと思ひます。

中学生等の海外研修事業は、現在までに654名の中学生ほかが参加しております。令和2年度から今年度を含めて4年間はコロナ感染症対応など様々な課題、問題等があり、派遣側と受入側双方の協議により中止となっております。また、ラコーム友好協会が受入窓口となり、事業を実施していただいておりますが、ラコーム市側のホストファミリーの確保が課題になっており、出発先日まで受入先が決まっていなことが多いい現状がございます。令和5年1月31日ラコーム市長より手紙を頂いており、今後の友好提携の在り方及び国際交流の在り方などを現地でラコーム市の関係者と直接協議する必要があり、そのための町長及び担当職員の旅費となります。

続きまして、17節備品購入費149万1,000円、こちらはデスクトップパソコン4台、ノートパソコン2台となります。各課に配置するものとウェブ会議が増加しておりますので、その機器更新となります。

5目財産管理費、11節役務費、こちらは資料ナンバー11を御覧ください。

公用車購入事業でございます。節の中で説明いたしますが、車両検査等7万4,000円、これは公用車の登録料でございます。保険料等の5万9,000円。そして17節備品購入費340万4,000円、公用車1台の更新となります。更新する車両は、平成22年に取得してあります。12年経過し、走行距離30万7,000キロでございます。老朽化が著しいため更新するものでございます。

11節役務費、廃棄処理7,000円は、こちらは中斗満交流センターのテレビ更新に伴う廃棄処理となります。

12節委託料、施設周辺整備711万7,000円。こちらは資料ナンバー10を御覧ください。百恋駅から石井踏切までのりくべつ鉄道の枕木交換となり、今年より3か年の予定で実施する計画でございます。

14節工事請負費、設備改修工事、こちらLED改修474万1,000円、こちら議場内の照明のLED化工事となります。現在の電球が入手困難となってきたため、LED改修を併せて行うものでございます。ペンダントタイプが13台、ダウンライトが14台の予定となっております。

続きまして、17節備品購入費、管理用備品67万9,000円、こちらは庁舎用のA

ED1台、中斗満交流センターのテレビ1台、トラリ交流センターの折り畳み椅子10客と、同じくトラリの折り畳みテーブル5台、いずれも老朽化または故障のための更新となります。公用車340万4,000円は先ほど説明させていただきました。

続きまして、24節積立金38万3,000円。こちらは11ページのふるさと整備基金17万8,000円から、次の12ページのスポーツ振興基金1万1,000円まで、いずれもふるさと納税外寄附金の積立てとなります。寄附金の種類別件数及び金額は、歳入の同じ寄附金の項目で御説明いたします。

次に、7目企画費、18節負担金補助及び交付金、移住定住住宅建設等補助金1,400万円、こちらは陸別に移住定住する方の住宅改修、新築費用を助成します。令和4年度は16件で総額1,081万7,000円の助成となっております。うち、新築2件、改修14件でございます。まちづくり事業200万円、こちらは地域の特性を生かした新産業の創造、起業、新製品の開発研究などへの助成となっております。令和4年度は実績ございませんでした。地域内交通対策事業187万4,000円ですが、こちらは町内におけるハイヤーの助成事業でございます。令和4年度は延べ1万981回、人数にしまして1万2,700人の利用がありました。本事業につきましては、当初予算で1,668万4,000円計上済みでございますが、令和5年5月1日より北海道運輸局の運賃改定により、契約単価が上昇したため、増加分を補正するものでございます。

続きまして、11目交流センター管理費、17節備品購入費、管理用備品71万3,000円でございますが、資料ナンバー12を御覧ください。道の駅オーロラハウスの防犯カメラ4台の更新等になります。

続きまして、12目銀河の森管理費、12節委託料、施設設備保守管理17万6,000円、こちらは毎年実施しております銀河の森専用水道施設の計装機器保守点検となります。実施設計620万1,000円。こちら資料ナンバー13を御覧ください。

天文台で外壁ブロックの落下がありまして危険度が高いということと、また雨漏りが2階の総合観測室や1階展示室に発生しており、都度天井にシート等を使いまして応急的に現在まで対応しておりましたが、総合観測室の観測機器等への被害を防止する必要があり、抜本的な解決を図る原因箇所の調査、改修を目的とした実施設計を行うもので、その分が479万6,000円となります。また、もう一つが、大型望遠鏡を今後長く使用するために鏡の再メッキや制御システムの入替え等に向けての事前調査、こちらが140万5,000円となっております。これを計上しております。大型望遠鏡につきましては、開設時より制御システムは当時のまま使用しており、また鏡もそのままの状態です。現在に至りますが、老朽化部分が発生しており、今後長く使用し続けるための効果的かつ経済的な改修方法を調査するものとなります。続きまして、工作物撤去16万5,000円、こちらはコテージ敷地内の木製の看板柱が老朽化により基礎部分の腐食が激しくなったため、安全のため撤去するものでございます。

続きまして、17節備品購入費、管理用備品151万3,000円。こちら資料ナン

バー14を御覧ください。

天文台展示室等のパソコン更新2台、あと、オーロラ等の動画撮影、中継用機材一式となります。これによりオーロラ等の動画発信が可能となり、来場者の増につながるものと期待しております。

続きまして、14目緊急支援給付金事業費。こちら資料ナンバー15を御覧ください。

本目の事業は歳入で計上しております国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、その低所得者支援枠分の対象事業となりまして、給付金の事業費、資料でございますが、1,440万円、事務費合計63万1,000円、総額1,503万1,000円の計上となります。この事業は、目的としまして、電力・ガス・食品等の高騰による世帯等に対するの負担増、特に家計への負担が大きい非課税世帯等に対して1世帯当たり3万円を給付するものでございます。今回予算計上は480世帯分を計上しております。

予算書13ページで説明いたします。

3節職員手当10万円、これはその業務に従事する分となります。10節需用費、消耗品費1万円、印刷製本費3万7,000円、これは返信用封筒等になります。11節役務費、通信運搬費8万4,000円、こちら郵送料でございます。口座振替18万2,000円。13節使用料及び賃借料、複写機使用料2万円。18節負担金補助及び交付金、こちら北海道自治体情報システム協議会負担金が19万8,000円、こちらはシステム改修分でございます。次、給付金の補助金としまして1,440万円。以上でございます。

なお、財源として1,125万7,000円が国の地方創生臨時交付金で交付されません。

続きまして、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金8万2,000円。こちらは改製原戸籍と除籍に係る文末の町長印の変更登録分のシステム改修となります。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、14節工事請負費、こちら防犯灯新設・撤去等工事239万8,000円。資料ナンバー16を御覧ください。防犯灯のLED化工事で、東1条2区の21基になります。これにより町内の335のうち273がLED化が完了しております。約81%の完了率となります。

19節扶助費、冬季生活支援事業180万円。こちら資料ナンバー17を御覧ください。

冬季生活支援を目的として、1世帯当たり1万円の商品券を交付いたします。180世帯分を計上しており、助成対象世帯については、資料に記載のとおりでございます。本事業は道の冬季生活支援事業補助金の対象となり、上限額100万円の2分の1、50万円が歳入で計上されております。

2目老人福祉費、18節負担金補助及び交付金、老人福祉施設等整備事業69万3,000円。こちらは資料ナンバー18になります。

デイサービスセンターのトイレでございますが、大便器1、小便器2がありますが、現在小便器1がそのうち故障中であり、大便器1、小便器1のみを使用しておりますが、利用者の現状や利便性を考慮し、大便器2、小便器1に改修するものでございます。

19節扶助費、老人福祉施設入所措置費230万円、こちらは町外の老人ホームへの入所者1名分となります。なお、歳入として徴収金45万円を計上しております。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、12節委託料、施設設備改修55万3,000円。こちらは、保育所内の2歳児保育室に外遊び用の出口の段差があり、事故を防ぐために木製のゲートの取付け費用、こちらが33万5,000円。また、お昼寝時の遮光用ロールスクリーンの設置が21万8,000円となります。共に、現在は代用品等で工夫し組み合わせて応急的に対応している状況でございます。

続きまして、17節備品購入費、事務用備品3万4,000円、こちらはカラープリンター1台。管理用備品4万円、こちらは壁かけ時計1台。いずれも故障による更新でございます。

続きまして、予算書15ページ、4款衛生費。

1項保健衛生費、2目保健衛生施設費、12節委託料、施設設備保守管理4万7,000円。こちらは保健センター調理室のガス検知器の更新となります。

17節備品購入費、管理用備品、こちらは手押し式の草刈り機1台。主に保健センター及び保育所等で使用するものとなり、現在のものは平成27年に購入し、老朽化により回転部分ほか故障し破損したため更新するものでございます。

3目予防費、17節備品購入費、管理用備品2万7,000円、こちらは保健師が使用しているパルスオキシメーター2台分となります。

18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会686万6,000円。こちら資料ナンバー19を御覧ください。

こちら国が進めるデータヘルス改革の指針に従い、健康管理システムの導入を図ることにより、各種のがん検診、特定健診等のデータを閲覧できるようになります。個人の同意の下、自身の保健医療情報を活用できるような環境を構築するものでございます。具体的な例では、例えば転出先の自治体や医療機関に、過去の自分の健診データや保健医療情報を引き継ぐことが本人同意の下、可能となります。

4目環境衛生費、14節工事請負費、施設周辺整備、墓地整備2,720万3,000円。こちら資料ナンバー20となります。

旧陸別保育所跡地での合葬施設の建設費用となります。財源として、地域づくり総合交付金1,360万1,000円があり、今後条例を整備し、令和6年4月からの利用を予定しております。

5目診療所費、27節操出金、こちらは診療所特別会計の操出金829万4,000円で、後ほど特別会計で説明させていただきます。一般会計より特別会計へ繰り出す分となります。

4款衛生費、3項水道費、1目専用水道費、12節委託料、施設整備保守管理66万円。こちらも毎年実施しております小利別専用水道の計装機器保守点検委託になります。

2目水道費、27節操出金、簡易水道事業特別会計操出金1,259万5,000円。こちらも後ほど特別会計で同額の説明させていただきます。

5款労働費、1項労働諸費、2目雇用再生対策費、18節負担金補助及び交付金、人材確保対策事業300万円。資料ナンバー21を御覧いただきたいと思います。

こちらは新規事業でございます、町内の事業所等での労働力、人材を確保するための求人活動費用等を助成いたします。補助率2分の1以内で上限30万円を予定しております。なお、本事業は令和5年度事業としておりますが、これは本年度事業を実際実施してみて、各事業所等からの事業効果、要望等を踏まえて、再度検証することとなっております。

3目緊急雇用対策費、こちらは総額849万5,000円の事業となります。町内における雇用の安定を図るため、季節労働者や短時間労働者の多い林業、建設業などの産業分野での仕事の閑散期において、町が委託事業を直接発注することにより、労働力の町外流出防止や通年雇用を促進するための事業となります。令和4年度でございますが、8事業所で27人が従事しており、総額648万7,000円の事業を実施済みでございます。令和5年度は過去実績等を踏まえ、総額849万5,000円の予算を計上しており、公共性の高い事業を閑散期に発注することにより、通年での安定雇用を支援するものでございます。

予算書17ページで説明させていただきます。

10節消耗品2万円、燃料費33万5,000円、こちら草刈り機や重機等の燃料になります。11節廃棄処理2万2,000円、産廃処理の費用となります。12節委託料、緊急雇用対策事業706万8,000円、こちら業務委託料となります。13節使用料及び賃借料、こちらチェーンソーや刈り払い機等の借上料75万円。15節原材料費、施設管理材料費30万円、こちら業務に必要とする砂利や木材等となります。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、8節普通旅費1万2,000円、こちらは農業者の結婚支援事業に係る職員の旅費となります。18節負担金補助及び交付金、こちらが先ほど旅費の項目で説明したものでございますが、青年等結婚支援活動事業ということで20万円計上しております。こちら池北三町で共同実施する農業者の結婚支援事業の経費となります。続きまして、新規農業者育成総合対策事業475万円。こちら資料ナンバー22を御覧ください。

現在研修中の1組が年度内の就農開始が見込まれているため、経営開始資金100万

円、経営発展資金375万円、合計475万円を助成します。なお、同額の道の補助があります。続いて、新農業人育成事業600万円、こちらは町の単独事業であり、就農開始時に1回限り助成し、就農開始時の必要資金として活用していただくものでございます。以上、合わせて今回就農開始時に総額1,075万円を助成し、就農開始を支援するものでございます。

4目畜産業費、18節負担金補助及び交付金、家畜防疫事業28万円、家畜伝染病防疫事業として病気の発生時に迅速に対応するため、農業者、農協、町で1,200万円の運営基金を積み立てて事業を実施しております。今回の補正額は令和4年度の防疫費でかかった実績額を三者で精算したものの陸別町負担分となります。

続きまして、5目農地費、12節委託料。こちら資料ナンバー23を御覧ください。

農業用施設維持管理133万1,000円。こちらは斗満地区の農業用明渠排水の土砂除去、止若1号支線法面補修となります。

続きまして、14節工事請負費、排水整備工事418万円、こちらは農道作集2号線の側溝整備で約170メートルとなります。

次、6目営農用水管理費、12節委託料、施設設備保守管理、これも毎年実施しております計装機器の保守管理、トラリ、上陸別の2施設分216万7,000円。そしてトラリの無停電電源装置の更新が36万3,000円。もう一つがトラリの浄水場が2か所ある取水井戸というのでしょうかね、その一つが水位低下があるため、清掃と原因調査のための実施が256万3,000円の総額509万3,000円の委託料となります。続きまして、管路等修繕57万3,000円、こちらはトラリ配水管の減圧弁の分解清掃となります。

14節工事請負費、給水管布設633万6,000円。こちら資料ナンバー24を御覧ください。道営事業の第2上陸別配水管整備に係る給水管切替工事となります。

続きまして、8目農畜産物加工研修センター管理費、12節委託料、施設等改修243万6,000円、これは加工センターのプレハブ式冷凍庫の冷却器室外機を交換するものでございます。施設建設時に設置され、約27年経過しており、定期点検で不具合が発生していましたが、部品交換で対応できないため、改修するものでございます。

6款農林水産業費、2項林業費、3目林道新設改良費、12節委託料、林道維持管理費161万7,000円。こちら資料ナンバー25を御覧いただきたいと思っております。林道北トマム川沿線外側溝整備となります。

14節工事請負費、林道維持管理工事862万4,000円。こちら資料ナンバー25で御説明いたしますが、いずれも側溝整備であり、林道北トマム川沿線374万円、林道宇遠別線250万8,000円、林道弥生勲祢別線237万6,000円、以上3か所分を計上しております。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金、プレミアム商品券発行事業3,332万円。こちら資料ナンバー26を御覧ください。

物価高騰対策及び町内経済の活性化を図ることを目的として年2回のプレミアム付商品券を発行いたします。プレミアム率は40%で、1セット1万円で合計8,000セット、額面総額で1億1,200万円でございます。セット数は過去実績を参考とし、十分な量を想定しておりますが、先着順とならないように、希望者全員に行き渡るように考えております。したがって、不足の際は、改めて予算措置を検討させていただきたいと思っております。本事業の歳入としまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,925万2,000円を充当しております。

小規模企業振興事業1,000万円、こちらは小規模企業等が事業の発展及び経営持続のための基盤整備に要する経費の一部を助成しており、令和4年度までに49の事業者が利用しており、今年度も予算を計上いたしました。

出前タクシー推進事業5万8,000円、当初予算計上済み事業でございますが、北海道運輸局の運賃改正に伴い、契約単価の変更により差額を補正するものです。令和4年度は148回の利用がありました。

交付金、日産自動車購入助成事業300万円、町内業者からの日産自動車購入を助成する事業となります。昨年度9件の申請があり、総額242万2,000円の助成を実施しております。

3目観光費、18節負担金補助及び交付金、ボールパーク開業イベント事業30万円。資料ナンバー27を御覧ください。

北海道日本ハムファイターズの新球場を活用し、十勝合同で活性化に関する宣伝イベント等を実施し、併せて十勝の活性化に寄与する事業となります。本事業は十勝管内19市町村と北海道新聞社による連携事業となります。

4目公園費、12節委託料、イベント広場管理23万6,000円、こちらはオフロード観覧席にある老朽化のため使用していない仮設トイレ4基を撤去するものでございます。

続きまして、8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、10節消耗品費56万4,000円、こちらは除雪ダンプのスパイクタイヤ4本分でございます。修繕料99万円、こちらも除雪ダンプの下部のブレードの可動部分の修繕となります。

11節役務費、車両検査等1万7,000円、これはタイヤ脱着料でございます。廃棄処理1万円、こちらタイヤ処分料でございます。

12節委託料、道路台帳作成及び修正243万1,000円、こちらは毎年道路台帳の変更箇所を作成委託しているもので、毎年実施している事業でございます。

16節公有財産購入費、土地購入費3万8,000円。こちら資料ナンバー28を御覧ください。町道整備に係る土地購入2筆となります。購入先は個人及び国となります。

2目道路維持費、12節委託料、道路維持補修951万5,000円。こちら資料ナンバー29となります。町道分線日宗線外土砂埋塞除去3か所、排水整備8か所、排水補修1か所を予定しております。

14節工事請負費、町道法面補修工事162万8,000円、これは町道川上小利別線外2路線となります。排水整備工事561万円、町道クネベツ線外1路線となります。

3目橋りょう維持費、14節工事請負費、橋りょう補修工事5,890万円。こちら資料のナンバー29の下段となります。町道薫別伏古丹連絡線に桂庵橋の補修となります。財源として国の補助金3,180万1,000円、過疎債2,200万円を計上しております。

5目街路灯費、14節工事請負費、街路灯改修1,051万6,000円。こちら資料ナンバー30を御覧ください。街路灯12基のLED化を実施するものでございます。

8款土木費、5項下水道費、1目下水道費、27節操出金、こちらも公共下水道事業特別会計のほうで121万円の操出金を説明させていただきます。

9款消防費、1項消防費、1目消防費、7節報償費、退職報償金75万3,000円、こちら退職団員2名分の退職報償金となります。

2目災害対策費、こちら資料ナンバー31でございませう。また併せて、こちら予算書も御覧いただきたいと思ひます。

令和5年10月6日に3年に一度の総合防災訓練を予定しております。現在各関係機関と細部を調整しながら準備を進行中でございます。今回の訓練概要は、町の状況に合わせて、大雨により河川が警戒水位を超えたことを基本シナリオとしております。総合防災訓練時に想定される予算を今回計上するものでございませう。

まず7節、予算書で報償費、報償金1万8,000円、こちらはとちかち防災ネットワーク等の講師謝礼の費用となります。10節消耗品費53万5,000円、こちらは防災訓練の参加者配布用及び備蓄用としての緊急用ブランケットや緊急用トイレなどでございませう。食料費22万3,000円、こちらも同じく参加者配布用及び備蓄用としてのおにぎり等の非常食となります。今言った二つの消耗品及び食料については、当日の参加者の状況に合わせて総合防災訓練で活用し、残余分は備蓄用として有効活用できるものを購入検討をしております。11節役務費、設備等保守点検4万7,000円、こちら5年に一度の行政防災無線局の定期点検検査料となります。13節使用料及び賃借料、調理器具借上料6,000円、こちら総合防災訓練時の調理用ガスの借上げとなります。

続きまして、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、20節貸付金、奨学資金168万円、こちらは当初見込みより貸付利用者の増でございませう。

3目教育振興費、資料ナンバー32を御覧いただきたいと思ひます。

仮称でございませうが、陸別町教育支援センター設置事業でございませう。様々な理由で学校に通うことができない児童生徒が安心して過ごせる居場所づくり等を目的としており、週1回指導員、補助員を配置し、自由に利用していただくことを想定しております。場所は公民館の陶芸教室跡を想定しております。

予算書23ページも同時に御覧いただきたいと思ひます。

1 節報酬 37 万 9,000 円、これ指導員、補助員の報酬でございます。4 節共済費 2,000 円、労災保険料でございます。10 節消耗品費 10 万円、修繕料 7 万 3,000 円、こちらは陸別町教育支援センターの部屋の軽微な改修費用などでございます。次、11 節役務費、通信運搬費 7 万円、こちらは相談等に活用できる専用携帯電話等やモバイルルーターの通信料でございます。17 節備品購入費、管理用備品 1 万 1,000 円、こちらは陸別町教育支援センター内で使うプリンター 1 台の費用となります。

続きまして、予算書 23 ページの中段、7 節報償費、謝礼 100 万円でございますが、こちらの御説明をさせていただきます。児童生徒の芸術鑑賞事業となり、こちらは隔年度実施事業であります。この予算は小中の 2 校分の予算でございます。

続きまして、4 目スクールバス運行管理費、12 節委託料、設備改修 87 万 7,000 円。こちら資料ナンバー 33 を御覧いただきたいと思ひます。

児童等のスクールバスでの置き去り事故等を未然に防ぐため、安全対策装置を設置します。現在所有のスクールバス 5 台全てに設置し、本事業につきましては道の補助が 4 万円充当されます。

5 目教育研究所費、10 節需用費、印刷製本費 277 万 2,000 円、こちらは陸別小学校の社会科副読本 150 冊の作成となります。前回は平成 30 年に作成しており、今回の作成したものは令和 6 年から令和 12 年までの 7 年間の使用を見込んでおります。

10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、12 節委託料、施設整備 199 万 9,000 円。こちら資料ナンバー 34 を御覧いただきたいと思ひます。

小学校体育館にあるバスケットゴールが老朽化のため、危険度が高いため、現在ある 2 組を撤去し、新たに 1 組を設置するものでございます。

4 項社会教育費、1 目社会教育総務費。こちら資料ナンバー 35 を御覧ください。

中学生等海外研修が今年度中止となったため、代替事業を昨年度より実施しております。今年度はニセコ町内 3 泊 4 日の日程となり、その経費を計上しております。

8 節旅費、費用弁償 15 万円、こちらは同行する外国人英語助手 1 名分でございます。普通旅費 44 万 9,000 円、これは同行する担当職員 3 名分の旅費でございます。

13 節使用料及び賃借料、有料道路通行料 1 万円。18 節負担金補助及び交付金、中学生等海外研修事業 221 万 8,000 円、こちらが代替事業ということでニセコに行く費用で、中学 2 年 17 名分の参加経費となります。

2 目公民館費、14 節工事請負費、公民館設備改修 770 万円。こちら資料 36 になります。地下重油タンクの改修工事となり、腐食のおそれがある地下タンクの内部のコーティングをすることになります。

5 項保健体育費、1 目保健体育施設費、18 節負担金補助及び交付金、社会体育活動推進事業 31 万 1,000 円、こちら体育連盟の補助金でございます。町民登山会 50 周年記念事業として参加者記念品の購入分となります。

2 目体育施設費、12 節委託料、体育施設改修 389 万円。こちら資料ナンバー 37

でございます。パークゴルフ場のリーチハウス、野外活動施設、バーベキューハウスの小さいほうですね。それとその隣にある屋外トイレ、以上の3か所の外部塗装等をします。

以上で歳出は終わりますが、予算書26から29ページにつきましては、給与費明細書となっております。補正予算などで給与手当、共済費などが計上された場合に分類に従い、明細が記載されるものでございます。この様式についても地方自治法施行規則で定められており、後ほど御覧いただきたいと思っております。

○議長（久保広幸君） 2時25分まで、休憩といたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時22分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、歳入の説明書、予算書7ページを御覧いただきたいと思っております。

その前にちょっと資料の訂正を一つお願いしたいと思っております。

資料ナンバー22、新規就農育成総合対策事業の資料でございますが、右上の単位が「円」となっておりますが、こちら単位「千円」の間違いでございます。大変失礼いたしました。

続きまして、それでは予算書7ページから説明いたします。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税、普通交付税9,582万4,000円。地方交付税の補正後の内訳につきましては、普通地方交付税が20億4,041万円、特別地方交付税が当初と変わらず2億円であり、合計22億4,041万円であります。普通地方交付税の令和4年度の確定額が22億1,263万5,000円でありますので、これと比較しますと、1億7,222万5,000円が留保されていることとなります。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金、老人福祉施設入所措置等徴収金45万円、こちらが町外の養護老人ホーム入所1名分の徴収金となります。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、1節総務管理費補助金3,050万9,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であり、内訳は低所得者支援分が1,125万7,000円、推奨事業メニュー分1,925万2,000円であります。

4目土木費補助金、1節道路橋りょう費補助金、橋りょう長寿命化修繕費補助金3,180万1,000円、こちら桂庵橋の補修分となります。2節住宅費補助金、社会資本整備総合交付金34万1,000円の減額、これは公営住宅建設事業で、当初計上済みでございますが、今回入札執行により補助対象額が減になったので補正するものでございま

す。

1 5 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費補助金、1 節社会福祉費補助金、冬季生活支援事業補助金 5 0 万円、こちらは冬季生活支援事業に充当でございます。

3 目衛生費補助金、1 節保健衛生費補助金、地域づくり総合交付金 1, 3 6 0 万 1, 0 0 0 円、これは合同合葬墓建設事業分でございます。

4 目農林水産業費補助金、1 節農業費補助金、新規就農者育成総合対策事業補助金 4 7 5 万円、こちらは新規就農者の補助金で、同額歳出がございます。

5 目教育費補助金、1 節教育総務費補助金、こどもの安心・安全対策緊急支援事業補助金 4 4 万円、スクールバスの改修費でございます。

1 7 款寄附金、1 項寄附金、2 目指定寄附金、1 節総務費寄附金、ふるさと整備資金 6 件 1 7 万 7, 0 0 0 円、ふるさと銀河線跡地活用等振興資金 1 件 1 万 1, 0 0 0 円、町有林整備資金 1 件 1 万 5, 0 0 0 円。2 節の農林水産業費寄附金がいきいき産業支援資金 2 件 2 万 6, 0 0 0 円。3 節教育費寄附金でございますが、給食センター管理運営資金 1 件 1 万 1, 0 0 0 円、スポーツ振興基金 1 件 1 万 1, 0 0 0 円。4 節民生費寄附金、地域福祉資金 4 件 1 3 万 1, 0 0 0 円。以上でございます。

1 8 款繰入金、2 項基金繰入金、3 目ふるさと整備基金繰入金、1 節ふるさと整備基金繰入金 1, 6 5 0 万円。内訳を簡単に御説明します。移住定住促進住宅建設 8 4 0 万円、墓地整備事業 8 1 0 万円。以上でございます。

4 目いきいき産業支援基金繰入金、1 節いきいき産業支援基金繰入金 1, 7 0 0 万円。内訳でございますが、新規就農支援に 3 6 0 万円、商工業振興事業、こちら商品券発行のほうでございますが 8 4 0 万円、緊急雇用対策支援事業として 5 0 0 万円。以上でございます。

5 目ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金、1 節ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金、こちらは 4 2 0 万円、こちら枕木交換に関するものでございます。

7 目公共施設等維持管理基金繰入金、1 節公共施設等維持管理基金繰入金 1, 3 5 0 万円。こちらは小さく分かれておりますが、簡単に説明します。防犯灯が 1 4 0 万円、加工センターの冷凍庫の分が 1 4 0 万円、天文台の屋上屋根の改修が 3 7 0 万円、陸別小学校のバスケット改修 1 1 0 万円、公民館の地下タンク 4 6 0 万円、あと特別会計の診療所のエアコン、これから説明します、その改修が 1 3 0 万円。以上で、総額で基金からの繰入総額 5, 1 2 0 万円となり、いずれも財政調整のため繰入れするものでございます。

2 1 款町債、1 項町債、1 目総務債、1 節総務債、過疎地域持続的発展特別事業 2 0 万円、こちら過疎ソフト事業であり、昨年度の内示額より追加交付されたものであります。庁舎 L E D 改修事業 4 2 0 万円、こちら議場の L E D 化で脱炭素化推進事業債を予定しております。

3 目農林水産業債、2 節林業債、林道側溝整備事業 8 5 0 万円、こちら宇遠別線外 2

路線の側溝整備です。

4目土木債、1節道路橋りょう債、桂庵橋改修事業2,200万円、こちら過疎債です。次、町道法面補修事業140万円、こちらは町道川上小利別線外2路線ののり面補修となります。町道側溝整備事業550万円、町道勲祢別線外1路線となります。街路灯LED改修事業1,050万円。2節で住宅建設債6,110万円、これは新町団地公営住宅建設事業でございます。

以上で、歳入を終わりました、5ページをお開きください。

第2表の地方債の補正でございます。

まず、追加分でございますが、起債の目的は、公営住宅建設事業、新町団地公営住宅建設事業6,110万円、一般単独事業（脱炭素化推進事業）、庁舎LED改修事業420万円、以上の2本が追加となります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、起債の変更でございますが、起債の目的の欄で説明いたします。

一般単独事業（緊急自然災害防止対策事業）ということで、林道宇遠別線側溝整備事業250万円、同じく弥生勲祢別線230万円、同じく北トマム川沿線370万円、3本とも側溝整備事業でございます。次、町道クンネベツ線290万円、町道殖産中大誉地線260万円、こちらも町道の側溝整備事業でございます。続きまして、町道川上小利別線20万円、ポントマム第2中央幹線70万円、町道止若原野支線50万円、3本ともものり面補修でございます。街路灯LED改修が1,050万円。以上が全て緊急自然災害防止対策事業債でございます。

続いて、過疎対策事業債でございますが、最初に説明しました過疎地域持続的発展特別事業が6,040万円から6,060万円の20万円増となっており、あと新規で桂庵橋改修事業が2,200万円、総額2,220万円の増額となっております。

利率については記載のとおりとなっております。

以上で、議案第49号の説明を終わり、続きまして議案第50号の説明を行いたいと思います。

令和5年度陸別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

歳出でございます。

6款保健事業費、2項保健事業費、1目保健事業費、12節委託料、ヘルスアップ事業関連業務で448万8,000円の減額となります。これは国の事業要綱の改正により当初国保ヘルスアップ事業で見込んでいた事業の一部がこの後説明させていただきます後期高齢者会計の対象と変わったため、一部事業を後期高齢者特別会計へ振り替えたも

のでございます。国保会計で当初1,186万8,000円と見込んでおりましたが、最終的に要綱改正で対象分が738万円となったため、差額の448万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、4ページを御覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等負担金、2節保険給付費等交付金（特別交付金）となっております。こちらは448万8,000円の減額となります。歳出で説明させていただきましたとおり、国の要項改正によるもので、歳出と同額が減額となるものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終わり、次に、議案第51号の説明を行いたいと思います。

令和5年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2の歳出。

1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、12節委託料、設備改修220万円、こちら診療所内のエアコンの改修でございます。所内のエアコンが2系統に分かれておりますが、そのうち診療室、待合室等に係るもののコンプレッサー異常が発生し、室外機の改修となります。17節備品購入費、管理用備品27万円、こちらは看護師休憩室のソファ、食器棚がいずれも破損や不具合により更新するものでございます。

続きまして、26節公課費、消費税納付529万1,000円。こちら資料ナンバー38を御覧いただきたいと思います。

まず、この資料ナンバー38の訂正箇所をちょっとお願いするものでございます。

資料ナンバー38、平成30年、上のほうでございますが、その中段ぐらいに控除対象仕入税額という欄がありまして、「855万5,628円」と書いてありますが、正しくは「85万5,628円」の誤りでございます。大変失礼いたしました。

それでは、説明させていただきます。

令和4年10月の議員協議会で説明させていただきましたが、診療所収入に係る消費税の扱いでございます。診療所会計において、従来より健康保険法の規定に基づく診療収入が非課税のため、それ以外の自由診療、健康診断等に係る診療収入についても、消費税の性格や社会的政策的な配慮から診療収入と同じく非課税取引となるものと、町として従来より誤って判断しておりました。これは令和4年9月の十勝池田税務署からの照会により認識の誤りが判明したものでございます。その後の税務処理について、税務署と協議を重ねて、このたび十勝池田税務署との事前協議が完了して、過去5年間の消

費税額を計上したものでございます。補正計上額につきましては、あくまでも正式申告でないため、最終確定額ではございませんが、過去5年分の遡及分として消費税、地方消費税、無申告加算税、延滞金等を合わせて475万5,600円。また、現年度分、令和4年度分として53万5,300円、合わせて529万1,000円を補正するものでございます。

今後につきましては、このようなことが生じないように、税制度の理解に努め、適正な会計処理とできるように、職員一同気を引き締めて対応してまいりたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。

なお、令和5年より、簡易課税を選択しているものでございます。

続きまして、2款医業費、1項医業費、医療用機械器具費、17節備品購入費、こちら中身でございますが、電子血圧計5台、採血テーブル2台、診療所の椅子2客、ナースチェア6客、外来用患者椅子3客、以上を更新するもので、いずれも平成16年に購入したものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、続いて歳入の説明を行います。

4ページを御覧ください。

歳入。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、財政対策分529万1,000円、こちら消費税分でございます。施設整備分247万円、こちらエアコン改修と看護師休憩室備品でございます。医療機器等整備分53万3,000円、血圧計外でございます。合計829万4,000円となります。

以上で、議案第51号の説明を終わり、次に議案第52号の説明を行います。

議案第52号令和5年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

2の歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、水道台帳整備、こちらも毎年更新しております変更箇所データの更新となります。下水道台帳の、この後説明します整備と一括発注しております。

2款施設費、1項施設管理費、1目施設維持費、12節委託料、管路等修繕91万3,000円、こちら緑町幹線の配水管減圧弁の分解整備でございます。施設設備保守1,018万6,000円。こちら内訳でございますが、まず毎年やっております機械の計装機器保守点検171万6,000円、あと機械の設備分解整備が512万6,000円、あと非常用発電分解整備が210万1,000円、あと無停電電源装置が124万3,000円、合計1,018万6,000円となります。

以上で、歳出を終わりました、続いて歳入に移ります。

予算書4ページをお開きください。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、こちらは高料金対策分を3,752万円減額しまして、財政対策分を5,011万5,000円増やす、差引き1,259万5,000円の補正となります。この高料金対策分というのは、従来、今年度3,752万円を当初計上しておりましたが、令和5年度の国の供給基準単価の改正により、当町はこの高料金対策分に該当しないということになりまして、全額を財政対策分の繰入金に振り替えるものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わり、次に議案第53号の説明を行いたいと思います。

令和5年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、下水道台帳作成1,003万4,000円、これは毎年データ更新の分でございます。失礼しました。金額でございますが、103万4,000円でございます。

2款施設費、1項施設管理費、1目施設維持費、12節委託料、施設設備保守管理17万6,000円、こちらは毎年の計装機器保守管理委託となります。

以上で歳出終わりました、続いて歳入になります。

4ページをお開きください。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、これは財政対策分として121万円、一般会計より頂くこととなります。

以上で、議案第53号の説明を終わり、次に議案第54号の説明を行いたいと思います。

令和5年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、保健介護一体的実施推進事業363万円。こちらは国保会計でも説明させていただきましたとおり、国保ヘルスアップ事業からの振替分の事業となります。その部分を後期高齢者会計で補正計上するものでございます。

以上で歳出終わりました、続いて歳入となります。

4 ページをお開きください。

2 款広域連合支出金、1 項広域連合交付金、1 目広域連合交付金、1 節広域連合交付金、特別調整交付金として 3 6 3 万円、歳出計上額全部が特別調整交付金として交付されるものでございます。

以上で、議案第 4 9 号から議案第 5 4 号の説明を終わります。以後、御質問によりお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第 4 9 号令和 5 年度陸別町一般会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、1 1 ページからを参照してください。

この質疑は款を区切って行います。

最初に、2 款総務費、1 1 ページから、3 款民生費、1 5 ページ中段までです。

5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、8 節旅費の特別旅費 2 5 2 万 2, 0 0 0 円について。それと、あと 1 2 ページの 7 目企画費、1 2 節委託料の実施設計 6 2 0 万 1, 0 0 0 円。それともう一つ、1 3 ページの 1 項総務管理費、1 4 目緊急支援給付金事業、1 8 節負担金補助及び交付金についてお伺いします。

まず、一つ目に、特別旅費についてお伺いいたします。

これカナダに行く旅費ということで、町長外担当職員の 2 名の旅費ということです。カナダの事業はこの 4 年間中止になっていまして、今日も出てましたけれども、ニセコのほうに代替事業として 2 年生が行くことになっております。

この意見交換会で、着地点というか、前にカナダのことを続けていく前提で行くのか、それとももし難しければ中止になることもあり得るのか。受入先が高齢化でホームステイがなかなか難しいという話も聞いております。今後ホームステイだけではなくても、ほかの学校と交流など子どもたちによい体験をするためには続けて行ってほしいと思うのですけれども、その辺はどういうお考えで出発するのかお聞きいたします。

それと二つ目に、実施設計の天文台の整備事業ですけれども、雨漏りの修繕ということで、いっぱい機械が置いているところで水というのはとても機械には悪影響を及ぼしますので修繕は必要だと思いますし、望遠鏡の修繕については個人の方が一括で受けているようで、なかなか技術を持っている人が今少ないという話を聞いております。今後入替えとなったときのために、何億円とかかるだろう望遠鏡の基金なども考えていく必要もあると思うのですけれども、その辺についてお聞きいたします。

それと、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金についてですけれども、今回はコロナの臨時交付金を使って給付するということですのでけれども、低所得者の方はもとより、光熱費の高騰は私たち町民皆さんが厳しい状況にあると思っております。低所得

者だけに限らず、町民にも支援する考えはないか。また、これは一回限りで済まないことになるかもしれないのですけれども、今後もこのような状況が続く場合は、町として何か対策をしていくお考えがあるかお聞きいたします。この三つお願いします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） まず私のほうから、一般管理費の特別旅費、カナダの件ですね。

この252万2,000円、これが2人分の旅費なのです。これだけ高く今なっております。それで、今カナダの中学生との研修をどうするかという話なのですが、行くまでの間にある程度の結論を出さなければいけないかなと思っております。それで、今代替でニセコに行くということで、いろいろ組んでやっておりますが、こちらのほうはすごく好評を得ておまして、これもいいのかなという考えもありますが、総合的にこの金額と、それと子どもたちの感想を聞きながら、今後方向性を決めていきたいなと思っております。いずれにしても、カナダに行くまでにはある程度の結論ということではないのですが、向こうと打合せをしながらちょっと方向性を決めたいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） まず、12目の銀河の森管理費の実施設計の中で、望遠鏡の整備について、これから何億円もかかるので基金など、そのようなことも対応したらどうだろうと、そのような御意見と伺いましたが、現在望遠鏡単独ではないのですが、公共施設の整備基金というのもございますが、今回の調査でどのような結論が出るかが本当に読めないところがありまして、今回の調査はできるだけ単純に物を更新するのではなくて、安い方法はないかということを探る段階でございます。その後で、どういう結果が出て、ではいつやるのだとか、そういう話がこの次の段階でスタートするかとは思いますが、基金化で財源の確保とか、そのようなことは今のところは考えておりません。現状の基金でとは考えておりますが、まず今回の委託の成果を見て、そこからのいろいろな判断になるかと思えます。

それと、もう1点でございますが、14目の緊急支援給付金の電力・ガス・食品等の価格高騰緊急支援給付金でございますが、今回非課税世帯等に480世帯に予算計上しておりますが、議員の御質問では全世界帯にこれは拡大ということかと伺いましたが、今回はやはり国の財源がこれがこちらのほうの事業にほぼ満度に出ることになっておりますので、確かにこういうような影響を受けているのは非課税世帯でないということで、令和4年度は町民全部に、ただしそれは金額に差をつけて課税世帯、非課税世帯で分けて給付させていただきましたが、今回はあくまでもやはり財源が国のほうでは、それ以上上乗せするのは御自由だよということですが、非課税分については財源くれるということなので、そちらにしまして拡大は今回は考えておりません。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） 5 番中村議員。

○5 番（中村佳代子君） それでは、まず特別旅費のことについてですけれども、昨年度からですかね、子どもたちの負担金も大分減らして設定して、なかなか行けない状態で残念なのですけれども、先日私も子どもたちと遊んでいたら、小学生の子たちが普通に遊んでいるときに英語が出てくるようになっているのですよね。この英語授業がとても身につけているということをしごく実感して発音もすごいきれいで、ちょっとびっくりしたのですけれども、こういうのを実践できる機会は国内でニセコもいいかもしれないのですけれども、実際カナダに行って経験して見るものは大分子どもたちにはいい影響というか、刺激になると思いますし、またこの機会を逃したら海外に、カナダに行ける機会もない子のほうが多いと思いますので、ぜひ前向きに考えていけるような方向で、またホームステイができなくても、向こうの中学校、高校など、今日本カルチャーがすごい人気で日本語を勉強している子たちも増えていると聞きますので、その辺もちょっと探りながらいい結果を模索してきていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

望遠鏡についてですけれども、ぜひこのまま、今はまだ問題ないというのでしたら、10年、20年とできるだけ長く使える方向で、先ほどの町長の執行方針もありましたけれども、陸別のシンボルですので、天文台は長く使えるように工夫して行ってほしいと思います。

それと、ガス・電気の緊急支援給付金についてですけれども、ほかの町では上水道の基本料金の免除など、いろいろ公平に支援を行っているところもありますので、また今後別なもので考えていってもらえたらありがたいと思っておりますし、また、今回に限らず、低所得者でもほかの町民の方でも支援できることがありましたら、継続して考えていってほしいと思いますけれども、もう一度お伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 英語の学習ですね、子どもたちにとってどうあるべきかということだと思っておりますが、今ニセコでもそういうプランがありまして、英語を話したりとか、そういうことも入れて今ニセコでやろうとしております。ラコームとの関係なので、国際交流ということでありまして、それでずっと続けてきた中にいろいろな歴史があるのですよね。中学生が行くというときの前から、ラコームとのつながりがありまして、今は国際交流という中の一つが今中学生徒が行くということ、今中学2年生ですね。あとは記念式典だとか、向こうから来ていただいたりとかという国際交流ということなのですけれども、今整理しなければいけないのは、子どもたちの英語の学習という部分だとか、そういう部分と、今国際交流をどうしていかなければいけないのか。これだけ燃料が上がって行って、きっと今の金額でいくと、20人ぐらい連れていくと大体2,000万円ぐらいの予算になるのです。私も10年、20年続けていくという

ころにいったときに、今これが毎年この2,000万円の例えばお金を、どういうふうにして毎年こうやってやっていくのかということも頭に入れなければいけないのですよ。それと国際交流、それと子どもたちの英語の学習、英語をどうやって、今これだけの、議員今おっしゃったとおり、小学生もお話できますし、僕たちの時代とはちょっと違う今英語の勉強になっていくと思うのですよ。ここを今きちんと分けて、これから長続きするにはどうしたらいいかという、一番ここで今分岐点に来ているのかなど。それで、相手方もありますし、ただラコーム市とのつながりはこれからも続けていきたいなということは、それはもう間違いないことなのですけども、そこでどういうふうにしたらお互い無理しないで、きちんとした交流、そしていろいろな産業面でもいろいろなこともありますし、これからどんどんやっばり仲よくしていかなければいけない部分かなど思っておりますので、重々今議員おっしゃったとおり、子どもたちのためにというのはもう頭に入れながら、これから判断していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） まず、望遠鏡の関係でございますが、議員おっしゃったとおり、少しでも長く使えるというのは、本当にもう町民みんなの願いでございますので、できるだけ本当に何年もって、どのように改修してどのようにすればいいかというのは本当これからの調査次第でございますが、できるだけ長く効率的に使えるようなことを今後も検討したいと思っております。

あと、電力・ガス・食品等の高騰対策に絡めて、例えば他町では水道の基本料金などを減免しているところも何町か十勝地区でも確かにございます。ただ、こちら陸別町でもそういうことも全部検討した上で、町民にとってどれが一番効果あるかということで、同時に今回補正計上しております商品券の購入、これのプレミアム率を最大限に高くしており、その予算規模など、それに係る補正の金額なども十勝ではかなり大きいほうと自負しております。したがって、今回はいろいろ検討した結果、水道料金の基本とかそのようなことはしないで、この給付金としては非課税世帯に3万円給付するのと、あと町民全体に恩恵が被られるように、かつ、そういう経済効果が二次的に起きるようというところで、商品券の購入事業、プレミアム商品券購入事業に最大限の補正をつぎ込んだものでございます。

以上でございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） それでは次に、4款衛生費、15ページ中段から、6款農林水産業費、19ページ中段まで、質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） 16ページの4目環境衛生費の14節工事請負費の墓地整備に

ついて、1点だけお伺いいたします。

説明書のナンバー20の合葬墓ですか、図面参照しているのですが、一応地下カロート式1,200体となっております。大きさの規模というのですか、容積で表すと、どのぐらいの大きさを想定しているのか、その辺お伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長心得。

○町民課長心得（遠藤克博君） 焼骨を入れる箇所は地下カロートというふうに表示してありますけれども、その広さですけれども、およそ縦1.6メートル、横2.5メートル、高さ2メートル、8立米ということで想定しております。

失礼しました。ちょっと訂正します。

2メートル掛ける2メートル掛ける2メートルと。8立米ということで、訂正してそのようにお答えしたいと思います。

以上です。

○3番（渡辺三義君） 了解です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑ございませんか。

6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） 16ページのさきの議員と同じところなのですが、墓地の整備で行われる中で、新しい合葬墓ができるのと同時に、あの地帯は火葬場から、あるいは福祉法人でつくっている合同墓もあります。そういった意味からいくと、きちんとした道道から案内板が必要でないかと思うのですが、その辺がこの形の中で附帯的工事として見ているのかどうか。見ていなければ、つくる考えはないのかについて質問します。

○議長（久保広幸君） 遠藤町民課長心得。

○町民課長心得（遠藤克博君） 合葬施設整備事業として、今回提案させていただいた経費の中に、案内看板という部分については含まれていないというふうに認識しております。

ただし、分かりやすくその場所にたどり着けるような看板というのは必要だと思いますので、その点については今後関係者と協議して、どのような形で表示するのがいいのかということで検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保広幸君） 6番谷議員。

○6番（谷 郁司君） こういう施設等については、いわゆる町村外の人たち、また町外から離れた人が必ず来ると思うのですよね。そういった意味で、もう過去の人であれば当然どこに墓地があるのか分からないと、そういう実態になってきたら、利用というのがなかなか大変か、また周辺の人たちにどこにあるのですかみたいになってしまうと思いますので、きちんと看板だけはつくって、いろいろな人が来ても分かるように、そういうものをつくっていただきたいと思います。今つくっていない、予定していないと

ということなのですけれども、今後の検討としてよろしく申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 確かに看板等はやはりいろいろなところから来られる方もいるということで、必要なものは必要というふうに認識しておりますので、ただし今回の予算では計上しておりませんが、今後については当然看板必要なものは必要ということで、今後検討させていただきますので。

以上となります。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 5款の労働費、1項の2目18節の今回の新規事業であります人材確保対策支援事業補助金についてお伺いしたいと思えます。

補助対象経費の米印の中に、外国人技能実習生の採用に係る経費は除くと記入されておりますけれども、技能実習生については技術取得というのが目的であるので、労働力確保の手段ではないと私も理解できますが、今現在特定技能外国人の労働者として採用をしておりますので、この経費につきましては有料職業紹介所に係る経費として該当するのではないかと判断し、補助金の対象として考えてよろしいでしょうか。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 今の御質問の特定技能の外国人につきましても、本制度においては年数が限られているという観点から、安定した労働力の確保という点では該当しないということで取り進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） 実際に今まで酪農家が外国人の採用に至った経過というのは、リクルートですとか第一次産業ネット、これらに、求人雑誌または求人サイトに載せて、なおかつそれでも来ないと、人材が来ないというようなことで、そういう経過をたどっております。ですから、もう既に多くの経費を使っております。その中で、日本人労働者の確保にこだわって採用したとしても、何年何か月滞在するかというのも、これも分からない状況で、期間を決めてきちんと仕事をしてくれる特定技能外国人の確保というのは非常に酪農家にとって、また北勝光生会も使っておりますけれども、非常に楽だと、楽だというか安定していると思われまますので、今後ともぜひともこの特定技能外国人の受入れにつきましては、補助の対象としてこれからも見ていただきたいと思いますけれども、町長どうでしょうか。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時09分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本田町長。

○町長（本田 学君） 今工藤議員からの御指摘ということで、この制度をつくるのに、どんなことをしたら人材確保できるのかという新規事業でありまして、様々な想定をして考えたものであります。

今の期間が限定されてとかというところで、それは対象にならないという話で進んできたのですが、ちょっと検討させていただきまして、今そういう場だと思いますので、僕たちも完璧に今のことでという考えでなくて、今年をやってみてという考えもありました。こういうことをやったら成果が出るのではないかなという、こういうチャレンジ的なこともありましたので、ちょっと検討させていただいて、3年とか5年とかの区切りの人がどうなのだと、でも今の現状はきっとお話の中でも普通に正規雇用しても1年で終わってしまったたり、2年で終わってしまったたりという人も出るのではないかとかというところのバランスがあると思うのですよね。そこをきちんともう一回精査させていただきたいなど。ちょっと前向きに検討させていただいて、幅広く陸別の人材確保のためにやっていきたいなど、今の御意見を伺った上でそういうふうに思ったところなので、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 後刻答弁の、今答弁でありましたが、工藤議員におかれましてはそれでよろしいですか。

○4番（工藤哲男君） よろしいです。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 1項農業費、3目農業振興費、18節負担補助金及び交付金の新規就農育成総合対策事業と新農業人育成事業についてお伺いいたします。

この二つ、新たに就農する方の資金だということで説明がありましたけれども、今回この方は農地というか牛舎を買ったのか、それともリースで行っていくのか、お伺いしたいのと、また購入した場合、まちの政策として固定資産税の減免を何年かするだとか、この600万円に限らず継続的な支援も何かしていったらいいかと思えますけれども、お考えをお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、今の御質問にお答えいたします。

まず今回就農を想定されている方の牧場等の取得形式につきましてですが、現在5月以降に就農場所がある程度固まりまして、今就農に向けて準備しているところでございます。建物、あと敷地等、あと畑については、今取得するかリースでいくか、その辺協議中でございます。

あと、就農後の支援につきましては、資料ナンバーでいいますと22ページの上段に令和5年度予算総括という、先ほど修正していただいた表がありますが、新農業人育成

事業、町単独という欄に実習奨励金、指導交付金、営農開始奨励金ということで、申し訳ございません。新農業人育成事業の中で、開始以降5年間、農地の部分、あと農業用の機械の固定資産税分の支援の制度がございまして、ちょっとその土地、機械の金額によって支援の額については増減いたしますが、継続的に支援を続けているところでございます。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） ここに支援があるということで納得いたしました。

それと、今回の方が経営発展資金についてこれを利用するというので、対象経費500万円のうち375万円を支援してもらうということですが、この資料ナンバー22の経営発展資金の2行目ですね、括弧の中に、「上記の経営発展資金を活用した場合は上限500万円」と書いてあるのですが、これはちょっと意味が分からなかったのですが、ちょっとそこのところもう一回説明をお願いします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 今の御質問については、経営発展資金の補助対象事業上限額についてということですが、通常国の事業の新規就農者育成総合対策事業において実施する場合、経営発展資金のみを使用する場合は補助対象費用を上限1,000万円といたしまして、その半分を国から支援していただく。4分の1を道から支援いただく。残りの4分の1については自己資金ということで、こちらは国の青年就農資金といまして無利子の融資の制度、上限3,700万円の融資の制度がありまして、こちらを使用した上で1,000万円の施設整備等に活用していただけるという制度でございます。あわせて、経営開始資金というのを併用して制度を構築されておきまして、こちらは経営開始から3年間につきまして、経営が安定するまでの間月額で12.5万円ということで、12万5,000円ですね、12万5,000円を3年間支援するということになっております。

こちらの経営発展資金を使った場合は、先ほど説明いたしました経営発展資金のほうについては半額を補助対象とするということで、これはトータルで言いますと375万円と下が……、経営発展資金の合計が3年間でいいますと……、（「経営開始資金」と呼ぶ者あり）

経営発展資金、今回100万円計上させていただいている8か月分の資金につきましては3年間で450万円、経営発展資金、こちらはプラス375万円と、825万円トータル、経営発展資金と経営開始資金をトータルすると825万円になります。経営発展資金のみを使いますと750万円の支援ということになりますので、3年間継続して経営開始資金を活用していただくと、若干金額的には有利な点があります。ただし、所得の制限がございまして、開始以降、安定した経営で600万円以上の所得が出た場合には、経営開始資金については資金の援助が中止になるということで、そのバラ

ンスを考えて、どちらの制度を使っていくかというのを、今後経営の内容等を鑑みて決定していくことになります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） すみません。内容詳しく分かりました。

この括弧書きのところの経営発展資金ではなくて、経営開始資金ということで間違いないでしょうかね。この括弧内、もう一回お聞きします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 大変申し訳ございません。経営発展資金の欄に記載されております「補助対象事業上限額の1,000万円（上記の「経営発展資金を活用した場合」は……）というところにつきましては、「経営開始資金を活用した場合」の誤りでございます。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） それでは次に、7款商工費、19ページ中段から、9款消費税、22ページ下段まで、質疑はありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） まず1点について、よろしいでしょうか。

まず19ページの2目商工振興費、18節補助金のプレミアム商品券の発行について2点ほど。それと、すみません、22ページと言いましたか。

○議長（久保広幸君） 22ページ。

○3番（渡辺三義君） すみません、失礼いたしました。

それと、もう1点は、21ページの5目街路灯費、14節工事請負費の街路灯補修1,051万6,000円ですか、この2点についてまずお伺いいたします。

まず、19ページの商工振興費については、この事業については大変喜ばしい事業でありまして、多分町民の方も大変ありがたい事業と解釈しております。

その1点については、まず予算に対する消化率というのですか、この辺はどのように捉えているのか。それと二つ目については、この利用者の業種別利用状況、どのようなところに主に使われているのか。これ2点です。

そして、次21ページ、5目街路灯費、14節工事請負費の街路灯改修についてお伺いいたします。これについては、3点ほどお伺いいたしますので、よろしくお伺いいたします。

まず、1点目については、LED設置計画の下で毎年路線別の中で進められていることと思いますが、全体の計画に対する実施率というのですか、進捗状況はどのぐらい進んでいるのか。

それと二つ目については、残り何基ぐらいあるのか。

それと三つ目ですね。LED化によって費用対効果についてお伺いいたします。例えば、直す前、それと直した後の街路灯工事の中で、電気料の差はどのくらい軽減されているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） それでは、プレミアム商品券に関わる質問についてお答えいたします。

まず事業の執行率につきまして、こちら予算におきましては前年の利用実績等を鑑みて予算を見ております。資料のほうにもございますが、実績については、昨年度、共通券では7,669セット、飲食店限定分につきましては1,036セットということで、こちら予算と比べますと、予算というか最初の見積りと比べますと、共通券につきましては予算よりは予定の枚数を上回る実績の100.1%ほどの数字となっております。飲食店限定につきましては若干執行が低くなっておりますが79%程度の執行率となっております。

また、業種別につきましては、業種別のパーセントというのはちょっと出ておりませんが、使用されたお店のお店ごとの順位でお答えいたしますと、夏の事業において使われた順位が、1位が食料品店の16.03%、2位につきましては燃料店13.82%、3位につきましても燃料店の12.06%ということで、上位の2位と3位の燃料店だけで25%を超える使用率になっております。また、冬場の事業につきましては、こちら1位、2位とも燃料店ということで、20.66%、16.32%ということで、上位2店舗だけで36.98%という数字が出ておりまして、続く3位に食料品店の16.29%という数字が出ております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 議員御質問のLED化事業につきまして、お答えしてまいりたいと思います。

3点という中で、LEDの進捗率、残りについてという2点について、まとめた形でちょっと数字を報告させていただきたいと思います。

現在、令和5年度当初といたしましては、街路灯として管理しています灯数が175基になります。このうち、LED化が済んでおります分につきましては154基となります。ですので、差引き21基がまだLED化になっていないというような状況です。令和4年度まで事業を進めてきた進捗率としましては、およそですが88%の進捗状況というふうになります。こういった状況の中で、今回12基のLED化をさせていただくというような形での予算となっております。

また、今年度事業を進めた結果となりますと、最終的にはLED化が済むのが166基となりますので、今回今年度の執行後にはLED化率が95%というふうになるような状況になります。

続きまして、費用対効果、LED化にすることによって、どれだけの効果が出ているのだろうかということですが、電気料も、この事業かなり何年か前からやらせていただいていますので、なかなか過去の分と今とちょっと直接比較すると、費用対効果があった割には今となっては電気料が値上げしているものですから、なかなかちょっと数字で直接見られないものですから、一つのLED化したことによっての直近の部分で、昨年実施しましたつつじヶ丘通りの街路灯の料金のほうで説明させていただきたいと思います。昨年のLED化しましたつつじヶ丘通りにつきましては、LED化前のこれは1月、令和3年度の1月ですので令和4年1月ですね。令和4年1月で3万1,199円の電気料がかかっておりましたが、昨年度LED化にしまして同月の1月、令和5年1月に使用しました電気の代金としましては8,881円ということになりました。これを率にしますと約7割ぐらい削減されたような形になっております。

街路灯につきましては、いろいろな形での契約形態があるものですから、一概に同様な形になるかどうかとなるとまた別なのですが、ここにつきましては従量制といいまして、電気メーターを使つての算出になっているものですから、季節の中で暗くなる時期や明るくなる時期の早さによってタイマーで点灯する時間帯が変わるものですから、月々で平均するともっと違う形になるのだと思いますが、一番冬場暗い時期が多い1月をちょっと例として挙げさせていただいた中での費用対効果ということになっております。

説明、以上です。

○3番（渡辺三義君） 分かりました。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、同じく1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金のプレミアム商品券発行事業についてお伺いいたします。

この発行事業の収支についてお伺いしたいと思います。

今、商工会の商品券の決算書が出ているのですけれども、商店が換金するときに1%を取られているのですけれども、その分は商工会に入って、その商工会独自で販促やチラシ、ポスター等などに使っているのではなくて、このまま換金手数料が収入として、商品券売上げ、町補助金、換金手数料、大体令和4年分ですと114万8,575円が換金手数料で商店から入っているのですけれども、その分が収入で入りまして、またプレミアム商品券の収入として入って、あと支出で残った分を、それも含めて使われなかった分や執行残みたいなので、町に返還しているのですよね。これが昨年度は返還分が110万4,664円でして、商店から1%を取るというこの意味は最初、始めて何年かたつのですけれども、何か最初に約束事があるってこの1%を取り始めたのか。そして、この1%は今後も取らなければいけない理由があるのかお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） ただいまの換金手数料の件についてお答えいたします。

過去の経緯、ちょっと多分プレミアム商品券自体、かなりの歴史がもう何年も歴史があるかと思うのですけれども、当初のプレミアム商品券の趣旨につきましては、地元の商店の購買力の向上という意味合いがございました。その購買力の向上するに当たって、上がった分の一部、その部分については商店さんにも負担していただくという考え方を持って、換金の際に1%を負担していただいて、それをプレミアム商品券の印刷代だとか、チラシ代だとかに充てていたという経緯がございます。

このたび、今回のプレミアム商品券、仕組み的には同様の仕組みで実施はいたしますが、物価高騰だとか町民生活が今非常に厳しい状況にある中で、町民の方を助けましょうという、助けましょうといったらあれですけれども、支援していきましようというここと、改めてというか、プレミアム商品券の事業を実施するところがございます。その中で、同じ苦しい商店の方にも引き続き支援していただくというのはちょっと状況が厳しいので、今年度の事業から1%の負担分を廃止いたしまして、全額補助金のほうで対応していくという考えで今回の事業を設計しております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） このプレミアム商品券、商工会のほうといろいろ要望が来まして、当初20%という話でありました要望は。私も商業やっておりましたので、これが陸別にとってどういう効果あることなのかという検証も求めたのですが、今回いろいろ国のほうからお金も出るということで、40%にしよう。先ほども言いましたが、私も商店やっておりましたので、500円だと1%だったら5円、1,000円の券だと10円、それは今まで商店が負担していたというお話だと思うのですけれども、今回それは町のほうで見て、今回限りでなくて、今後もしプレミアム商品券発行するということであれば、その辺は続けていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、今年から1%がなくなるということで、商店もその1%を経費に見なければいけなかったり、いろいろ大変なこともあると思いますので、これですっきりするのかなと思います。

関寛斎の金券については500円そのままでしたので、このまま商工会に全ての事業を委託していくことかと思っておりますけれども、この事務手数料として事務費など、チラシ、ポスター代などは全部この経費で見えていますので、ほかにももしかしたら商工会が全部受け持つ上で見えない経費などがかかっているようでしたら、それも商工会と連携を取って、そこはフォローしていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（久保広幸君） 菅原産業振興課長。

○産業振興課長（菅原靖志君） 今後、事業を実施していく中で商工会とも情報を共有しながら、皆さんにとっていい事業になるようにということで進めていきたいと思いません。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） それでは、次に10款教育費、22ページ下段から25ページまで、質疑はありませんか。

5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） それでは、10款教育費、1項教育総務費についてお伺いいたします。

陸別町教育支援センターの設置についてお伺いしたいと思います。

私も前回も一般質問などでいろいろ質問してきたのですけれども、今回支援センターができるということで期待しているところであります。これについて、今のところ、週1回だけという、だけと言ってはいけないのかもしれないのですけれども、取りあえず週1回できるところまでたどり着いたなど、とても喜んでおりますけれども、これを設置するに当たって、子どもたちとの担当者とのやり取りだとか、教育委員会が今学校に行きにくくなっている子どもたちと話し合いなど、どういう形がいいのかだとか、そういう話し合いはされてきたのかと、またこれを出席することによって、学校との連携などはどういうふうに行っていくのか、その辺についてまずお聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 副島教育委員会次長。

○教育委員会次長（副島俊樹君） この事業を始めるに当たって、教育委員会と該当する児童生徒とは直接は話はしておりません。ただ、今後予定される方ですとか、あと学校の管理職の先生方ですとかとは情報交換等しながら進めてきております。

今後の出席するしないも含めて、該当者が直接教育委員会に申し込むという形ではなくて、保護者ですとか、生徒自身と、あと学校とも十分協議をしながら、こちらに入る入らないを決めていただいて、入った場合にまたいろいろ学校とも情報交換をしながら、対応していくというような形を取りたいというふうに考えております。

入るに当たって、事前にいろいろ個別の相談とかというのは当然ありますので、その中でそれぞれの状況に応じた対応を取っていくような形になると思いますので、それぞれ個別の案件というふうになるかと思っております。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） では、もう一度確認なのですけれども、ここに行こうと思ったら、まずは教育委員会なりに連絡して、面談を受けて、それから出席するというようなのでしょうか。そこをもう一回お聞きいたします。

○議長（久保広幸君） 副島教育委員会次長。

○教育委員会次長（副島俊樹君） まず学校のほうに相談をしていただいて、学校と保護者、児童生徒と十分話し合っただけで申請書を教育委員会に出していただくというような形になります。これはほかのまちも同じような形を取っておりまして、それにならった形を取ろうというふうには考えております。その前に個別にいろいろ当たることもあり得ると思いますけれども、一応大きな流れではそのように考えております。

○議長（久保広幸君） 5番中村議員。

○5番（中村佳代子君） 初めてのことで、きっと試行錯誤しながらやっていかれると思うのですが、まず週1回しかできないのはちょっと残念なのですが、子どもたち学校に行きにくい子なので、その日の体調とか気分によって行けたり行けなかったりすることが、金曜日一日だけだと思えると思うのですが、できれば週2回ぐらいできるのが理想なのかなと思って、人員などの配置のこともいろいろあると思いますけれども、その辺は目指して行ってほしいのと、あと逆にいろいろな理由で学校来れない子がいると思うのですが、例えば人が嫌で行けない人、子どもたち、例えば学校の誰かが、先生なり友達なりで行けないという子どもたち、その子たちがここに来たときに、その先生たちがここに顔を出すとか、そういうささいなことでまたちょっと失敗が繰り返すとか、そういうことがないように、その辺はとても慎重にやって行ってほしいと思いますけれども、取りあえず今回できるということで、少しずつ日数を増やすなり、何かいい方向に進めばいいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保広幸君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今回の教育支援センターの設置については、昨年度ぐらいいかなかなか学校に行けない子どもたちがいるということで、何か対応しなければならぬということでもあります。教育委員会も含めて、中学校でもいろいろ考えているところでもあります。

今回の教育支援センターの設置に当たりましては、町内で、今回の予算にも出ておりますけれども、指導員的な立場になり得る人材が確保できるめどがついたということで、また先進的に実施している他町も視察をしていきまして、そこを参考にさせて、今回7月1日からやりたいというふうに思っております。

あと、申請については、当然ふだん学校が生徒のいる家庭と日々接触を取っているということでもありますので、そこからの情報、それから教育委員会側からの声かけなどもしていきたいというふうに思っております。

現在、まずは週1回ということでもありますけれども、曜日も指導員の都合もあるので、ただ今後の状況によっては週の回数であるとか、曜日だとかはここはもう臨機応変に対応をしていきたいというふうに思っております。ただ、今回設置しますけれども、例えばですけれども、全く無反応で誰も来なかった、申請なかったというこ

ともあり得るといふことですのでけれども、今後も学校と連携しながら、粘り強くこの辺の対応については進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（久保広幸君） ほかに質疑ありませんか。

3番渡辺議員。

○3番（渡辺三義君） ちょっとお聞きいたします。

23ページの4目スクールバス運行管理費の12節委託料と、今回設備改修ということで、説明書の中では5台のスクールバス、置き去り防止装置の取付けということで、最近非常にこのような事故が増えている現状が見えております。そこで、当町におきまして、スクールバスを利用されている生徒さんはどのぐらいいるのか。それとあと、陸別保育所に通われている園児さん、この園児さんというのはどのぐらいいるのか、この辺1点だけお聞きします。

○議長（久保広幸君） 副島教育委員会次長。

○教育委員会次長（副島俊樹君） スクールバス利用者ですけれども、現在路線としては4路線、上陸別線、小利別線、西トママ線、殖産トラリ線とありまして、そのほかに市街地の保育所の通園バスがありますけれども、上陸別線で保育所も含めて、合計でなくて別々のほうでいいですかね、トータルで。

○議長（久保広幸君） 渡辺議員、今の問いに対して。

○3番（渡辺三義君） できれば生徒さんと園児がどのぐらいいるのかということを開きたかったのですが、スクールバス利用されている合計でもよろしいです。

○教育委員会次長（副島俊樹君） すみません。では、小学生が全部で21人、上陸別線で2人、小利別線で3人、西トママ線で9人、殖産トラリ線で7人です。中学生が合計15人ですが、上陸別線で3人、小利別線で2人、西トママ線で7人、殖産トラリ線で3人。保育所ですが、上陸別線で2人、小利別線で1人、西トママ線で2人、殖産トラリ線で3人となっております。そのほかに市街地の通園バスが24人、保育所は24人利用というふう聞いております。合計で68人利用という形になっております。

○3番（渡辺三義君） 分かりました。

○議長（久保広幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款ごとの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認めます。

以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、7ページからを参照してください。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久保広幸君) 質疑なしと認めます。  
以上で、歳入についての質疑を終わります。  
次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。  
5ページから6ページを参照してください。  
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久保広幸君) 最後に、歳入歳出全般についての質疑を行います。  
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。  
これから、議案第49号令和5年度陸別町一般会計補正予算(第3号)を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。  
これから、議案第50号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。  
第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。  
事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。  
これから、議案第50号令和5年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第51号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はございませんか。

5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) それでは、1款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費、26節公課費の消費税納付についてお伺いいたします。

今回、健康診断のものが未納としていたということで、20%の延滞税がつきまして支払うこととなりました。過去5年に遡ってということにして、なかなか地方公共団体の会計で消費税という概念がなかなかないところかもしれませんけれども、今後このようなことがないように気をつけていただきたいのと、この会計、町の会計で消費税の支払いのあるものはほかにも何件もあるのでしょうか。そこお伺いいたします。

○議長(久保広幸君) 今村副町長。

○副町長(今村保広君) ただいまの御質問でございますが、診療所につきましては、会計につきましては、御承知のようにかかるということで今年度から払わせていただきますが、水道会計、下水道会計、それぞれ消費税を予算計上しております。

以上でございます。

○議長(久保広幸君) 5番中村議員。

○5番(中村佳代子君) そのようなことで、今後はインボイス制度などの対応もしていかなければいけないと思います。事業者が仕入れで控除ができないことも出てきますので、町としてもインボイス制度をしっかりと確認しながら事業者には負担がかからないようにやっていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長(久保広幸君) 今村副町長。

○副町長(今村保広君) 議員の今の御質問にあるとおり、今後はそのようなことがないように気をつけて各事業所等にも迷惑をかけないように、制度等の熟知に努めたいと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(久保広幸君) ほかに質疑はございませんか。

6番谷議員。

○6番(谷 郁司君) 今の質問の中で、インボイスの関係出たけれども、陸別はちゃ

んと申請してインボイスの番号もらっているのですか。

○議長（久保広幸君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時53分

○議長（久保広幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第51号令和5年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認め、したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第52号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第52号令和5年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第53号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第1

号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第53号令和5年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第54号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第54号令和5年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎散会宣告

---

○議長（久保広幸君） 以上、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これにて散会します。

散会 午後 3 時 5 6 分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員